

みなかみ町地域福祉計画・みなかみ町地域福祉活動計画

(みなかみ町成年後見制度利用促進計画)

【見直し版】

～誰もが安心でき安全で
ゆとりを感じるまち～



令和2年3月

みなかみ町・みなかみ町社会福祉協議会

はじめに

少子高齢化や核家族化の進行、地域住民相互のつながりの希薄化により、地域福祉をとりまく環境は大きく変化しています。

みなかみ町では地域住民や社会福祉協議会、行政が連携し、地域において支え合い共に暮らすことができる地域社会づくりを推進するために、平成29年3月に、みなかみ町社会福祉協議会と協働・連携して地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定しました。

～誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち～を基本理念に地域福祉の推進に取り組んでおりますが、本計画の上位計画である第2次みなかみ町総合計画が平成31年2月に策定されことや、社会福祉法の改正等があったことも踏まえ、本計画の中間見直しを行う運びとなりました。

中間見直しでは、地域共生社会の実現に向けて、今まで以上に地域における支え合い活動の輪を広げるため、地域住民、社会福祉協議会、行政のほか、地域関係団体、医療・福祉関係団体等と連携して、複合的な諸課題の解決を図ることを目指してまいりますので、皆様のご理解、ご協力と積極的な参加をお願いいたします。

結びに、この計画の見直しにあたりまして、熱心にご審議いただきました地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました町民の皆様には心から感謝申し上げます。

令和2年3月

みなかみ町長 鬼頭 春二

地域福祉活動計画中間見直しにあたって
～誰もが安心でき安全でゆとりを感じるまち～

～誰もが安心でき安全でゆとりを感じるまち～の実現を目指して、地区別懇談会等のなかで寄せられた、最近の災害を教訓にした災害時の避難対策や要支援高齢者の買物、移動支援の充実等に応え、地域福祉活動計画の中間見直しに取り組みました。

少子高齢社会を迎え、現役世代減少が進む中、全世代型社会保障に向けた地域コミュニティづくりが求められています。こうした中、地域の皆様が住み慣れた場所で生きがいをもち、自分らしく暮らしていけるよう、一人ひとりが地域の生活課題を自分の事として捉え、お互いに支え合うことで「地域共生社会」が実現されることになります。

みなかみ町社会福祉協議会では行政はもとより、区長さん、民生委員児童委員さん、社会福祉施設、医療機関等様々な方々と協力し合い地域づくりを目指すとともに、地域福祉活動計画を柱にして「地域力の強化」を推進していきます。

見直しに際し、貴重なご意見、ご協力をいただきました策定委員の皆様をはじめとした方々に心よりお礼申し上げます。引き続き皆様のご協力をお願い申し上げます。

令和2年3月

社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会
会 長 林 耕 平

目次

第1章 計画の中間見直しにあたって

1	計画見直しの主旨	1
2	地域福祉とは	1
3	計画の一体化	2
4	計画の内容	3
5	計画の期間	3

第2章 みなかみ町の現状と課題

1	統計からみる現状	4
2	各種アンケートからみられる町民の意識調査	10
3	地区別懇談会からみる地域の現状と課題	26

第3章 地域福祉推進の基本的な考え方

1	基本理念	28
2	計画の基本目標	29
3	計画の体系	30
4	重点事業	39

第4章 成年後見制度利用促進計画

1	計画策定の趣旨	41
2	成年後見制度とは	41
3	計画の理念及び体系	42

資料編

1	策定経過	45
2	策定委員会設置要綱	46
3	策定委員会委員名簿	49

第 1 章 計画の中間見直しにあたって

1 計画見直しの主旨

本町においては、平成 29 年 3 月に「みなかみ町地域福祉計画」を策定し「誰もが安心してゆとりを感じるまち」を基本理念に掲げ、5 年間の計画期間における地域福祉推進の基本的な方向性を定め、地域ぐるみでの地域福祉の推進を図ってきました。策定当初において、社会情勢の変化に合わせて、中間見直しを行うこととしており、本計画の上位計画であるみなかみ町総合計画の見直しや社会福祉法の改正等に伴い計画の中間見直しを行いました。

中間見直しでは、「地域共生社会」の実現に向けて、生活困窮者の自立支援、自殺対策、成年後見制度の利用促進など諸課題の解決と権利擁護支援に取り組むものとし、また、複合的な諸課題に対し、地域住民や地域関係団体、行政等が連携して、課題解決を図ることを目指します。

また、成年後見制度の利用促進については、国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、成年後見制度の利用が必要な認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方が制度を利用できる体制を構築するため、権利擁護支援の地域連携ネットワークの運営の整備や中核となる機関の設置等を段階的に推進して参ります。

2 地域福祉とは

地域福祉とは、住民の誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるように、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合いながら、幸せな生活がおくれるような地域を創るため、地域住民や行政、社会福祉関係者等が協力して地域全体を支えていくことです。

社会福祉法第 4 条では、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されています。

3 計画の一体化

地域福祉計画

みなかみ町地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定めるものです。

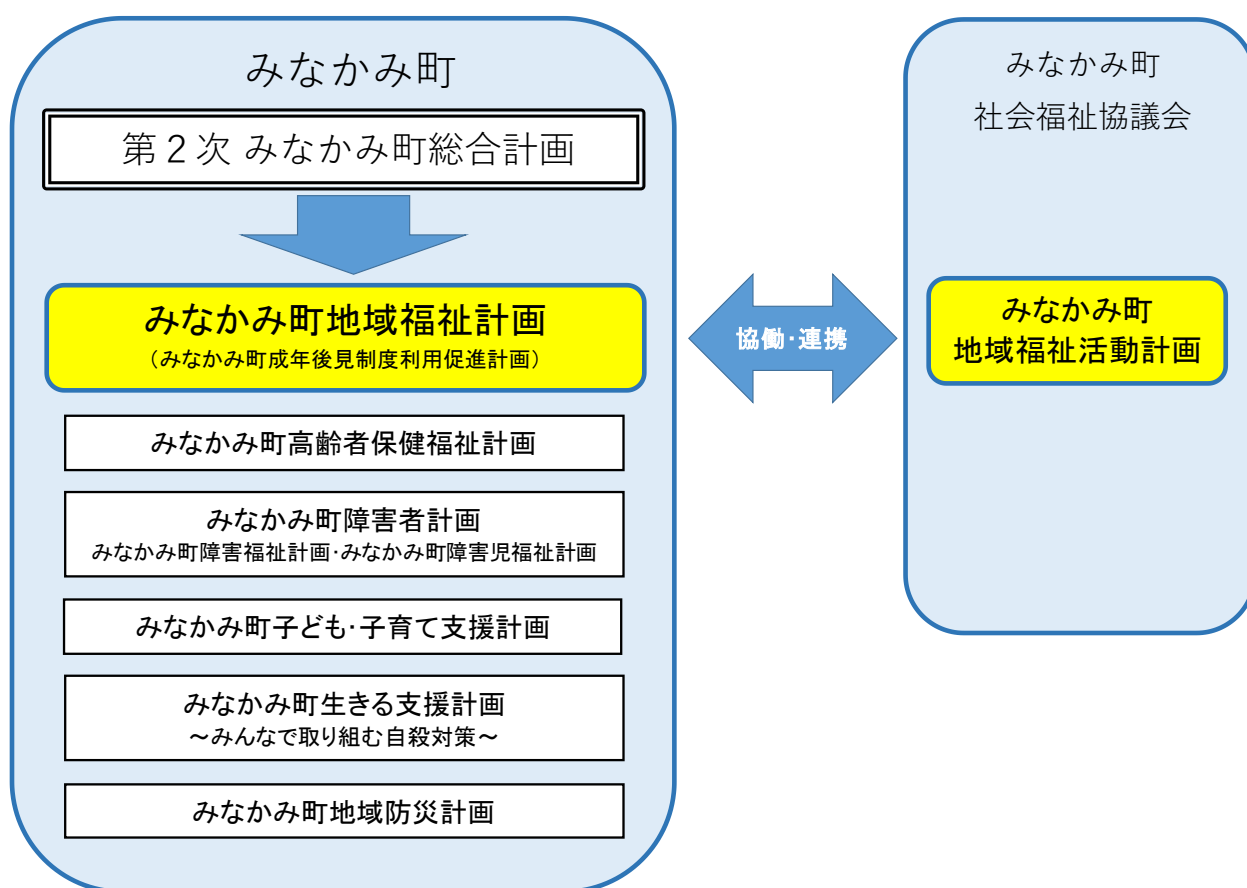
また、「第2次みなかみ町総合計画」を上位計画とし、その他関連計画との整合性を図ります。

地域福祉活動計画

みなかみ町地域福祉活動計画は、地域福祉の推進役である社会福祉協議会が、住民、社会福祉活動団体、社会福祉事業者等とともに、地域福祉の推進に取り組むための実践計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域福祉を進める上で、相互に協働・連携することが重要であることから一体的に策定します。



※ 改正社会福祉法第107条「平成30年4月施行」

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めることとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 法106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

4 計画の内容

町及び社会福祉協議会は、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て

- ① 支援を必要とする人が地域で安心して生活するために解決すべき課題の現状を明らかにする。
- ② その課題に対応する必要な福祉サービスの内容や量を確保する。
- ③ そのサービスを提供する体制を計画的に整備する内容とする。

5 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から令和3年度までの5年間とします。なお、本計画の上位計画である第2次みなかみ町総合計画が平成31年2月に策定され、また、計画期間中の社会福祉法の改正がありましたので計画の見直しを行いました。

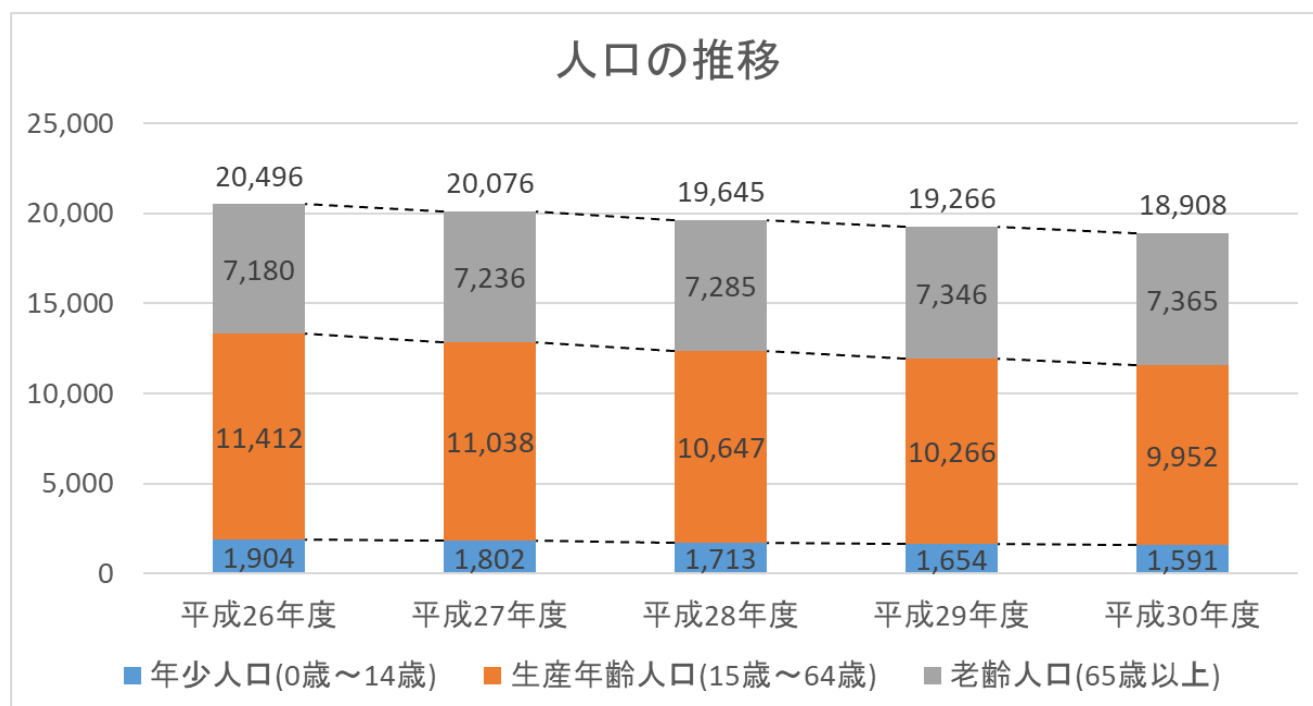
	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
みなかみ町地域福祉計画	5 年 間				
みなかみ町地域福祉活動計画					
	中間評価			期末評価	

第2章 みなかみ町の現状と課題

1 統計からみる現状

(1) 人口の動向

人口推移をみると、町全体の人口は減少傾向にあります。人口構成比は、年少人口および生産年齢人口の減少傾向に比し、65歳以上の人口は構成比、人口比とも増加傾向にあり、高齢化が進んでいます。



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年少人口(0歳～14歳)	1,904	1,802	1,713	1,654	1,591
生産年齢人口(15歳～64歳)	11,412	11,038	10,647	10,266	9,952
高齢人口(65歳以上)	7,180	7,236	7,285	7,346	7,365
総人口	20,496	20,076	19,645	19,266	18,908

(単位：人)

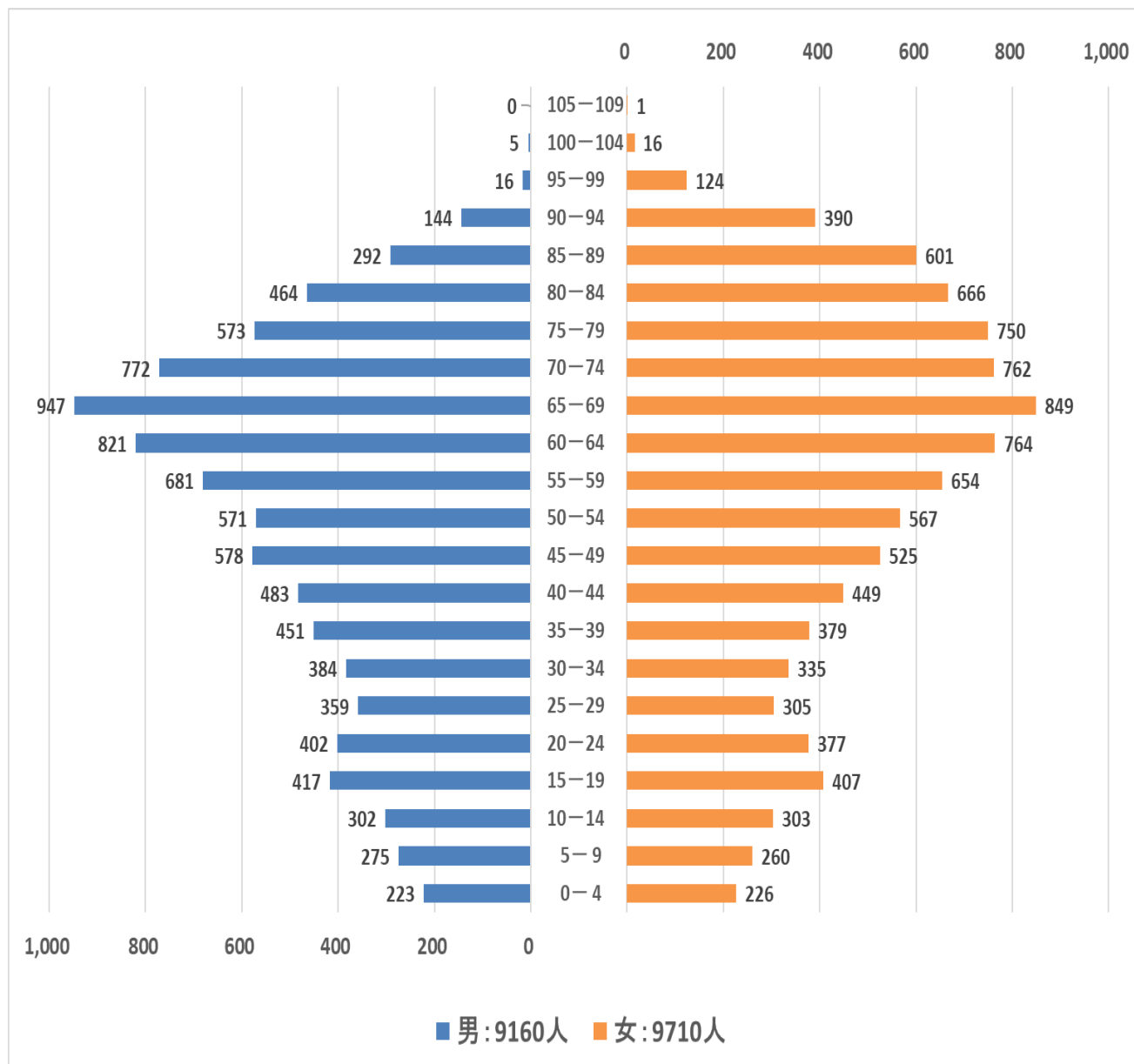
各年齢層の総人口に対する割合

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年少人口(0歳～14歳)	9.3	9.0	8.7	8.6	8.4
生産年齢人口(15歳～64歳)	55.7	55.0	54.2	53.3	52.6
高齢人口(65歳以上)	35.0	36.0	37.1	38.1	39.0

(単位：%)

資料：住民基本台帳（各年度3月末日現在）

男女別・年齢別の人口構成（令和元年6月末日現在）



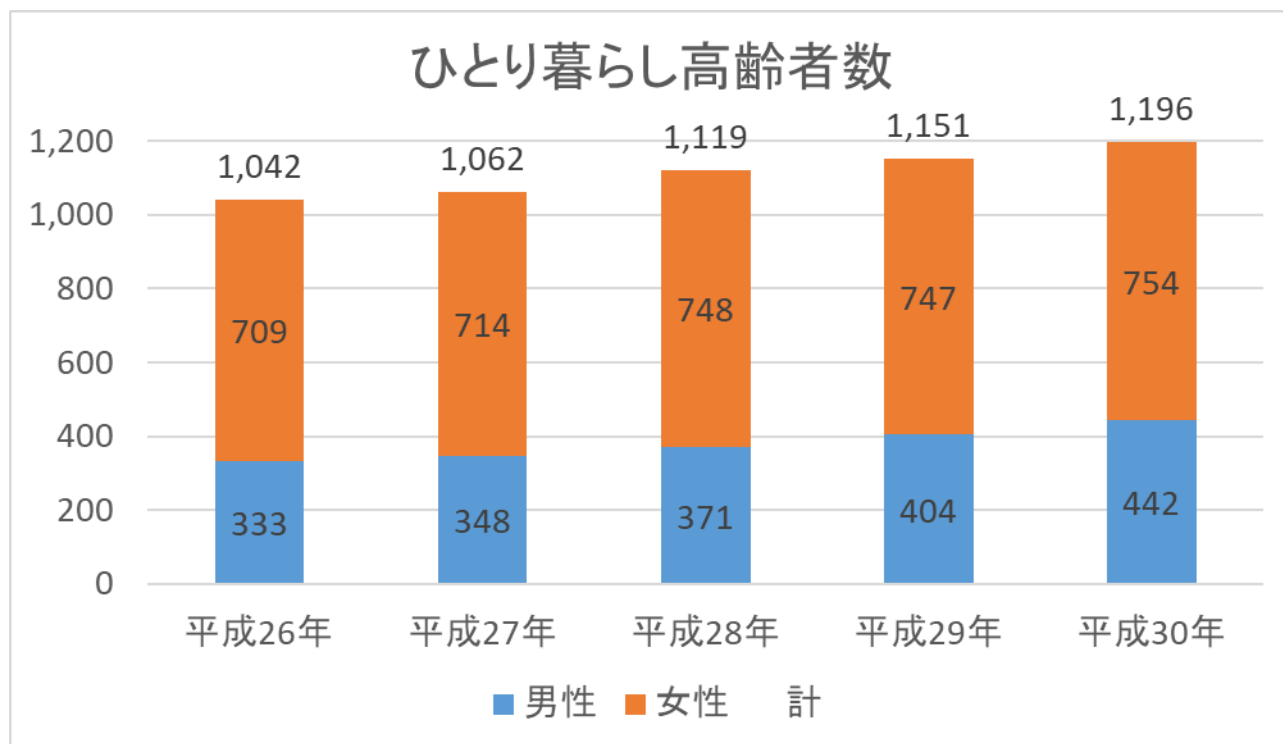
（単位：人）

みなかみ町の平均年齢は、全体で53.37歳、男51.24歳、女55.39歳となっています。

(2) ひとり暮らし高齢者数の状況

本町のひとり暮らし高齢者数は年々増加しており、平成30年度では1,196人と平成26年度に比べ154人増加しています。

また、男女別の割合を比べると平成30年度では女性が754人で全体の63.0%となっています。



	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
男性	333	348	371	404	442
女性	709	714	748	747	754
計	1,042	1,062	1,119	1,151	1,196

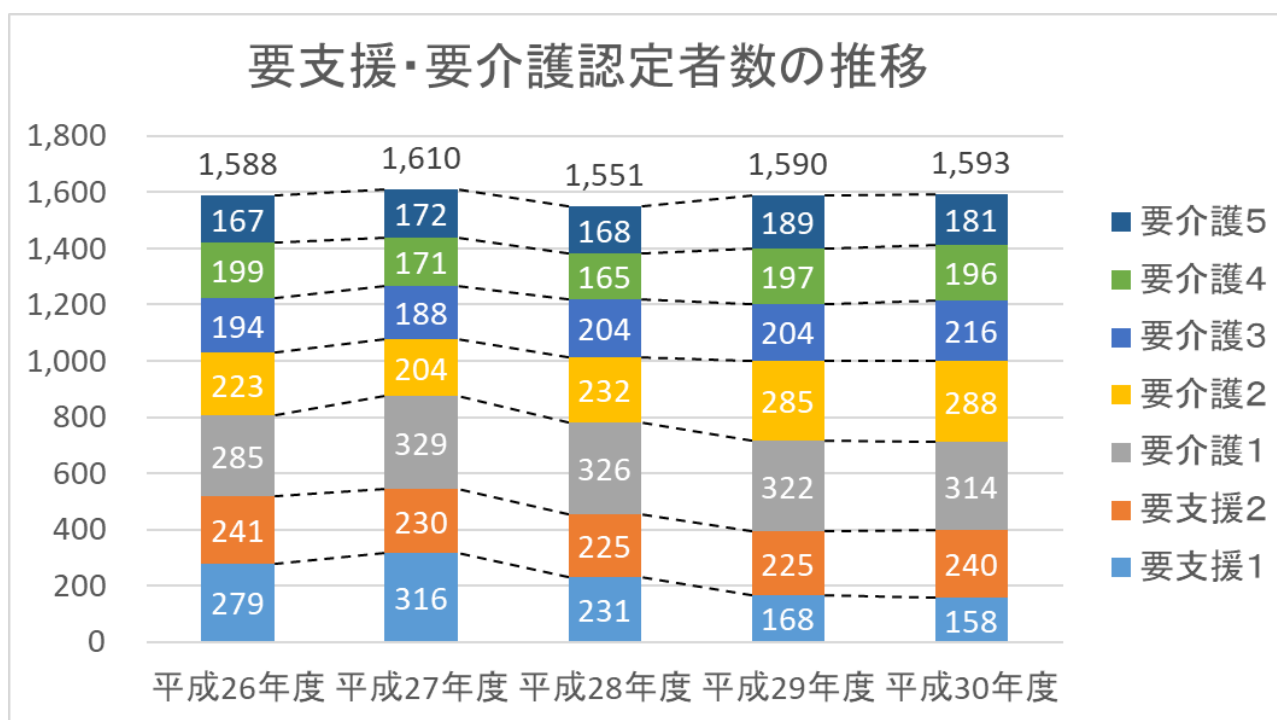
(単位：人)

資料：ひとり暮らし（65歳以上）高齢者基礎調査（各年6月1日現在）

(3) 要支援・要介護認定状況

本町の介護保険第2号被保険者（40歳から64歳）及び介護保険第1号被保険者（65歳以上）の要支援・要介護認定者数は、平成30年度に1,593人となり、平成26年度と比べ5人（0.3%）ではば横ばい状態です。

また、要介護度等の区分別では、要支援1～2の合計では122人減少し、要介護1～5の合計では127人増加しました。全体の認定者数は多少増加しましたが、程度の重い要介護者は増加しています。



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
要支援1	279	316	231	168	158
要支援2	241	230	225	225	240
要介護1	285	329	326	322	314
要介護2	223	204	232	285	288
要介護3	194	188	204	204	216
要介護4	199	171	165	197	196
要介護5	167	172	168	189	181
合 計	1,588	1,610	1,551	1,590	1,593
認定率(%)	22.1	22.2	21.3	21.6	21.6

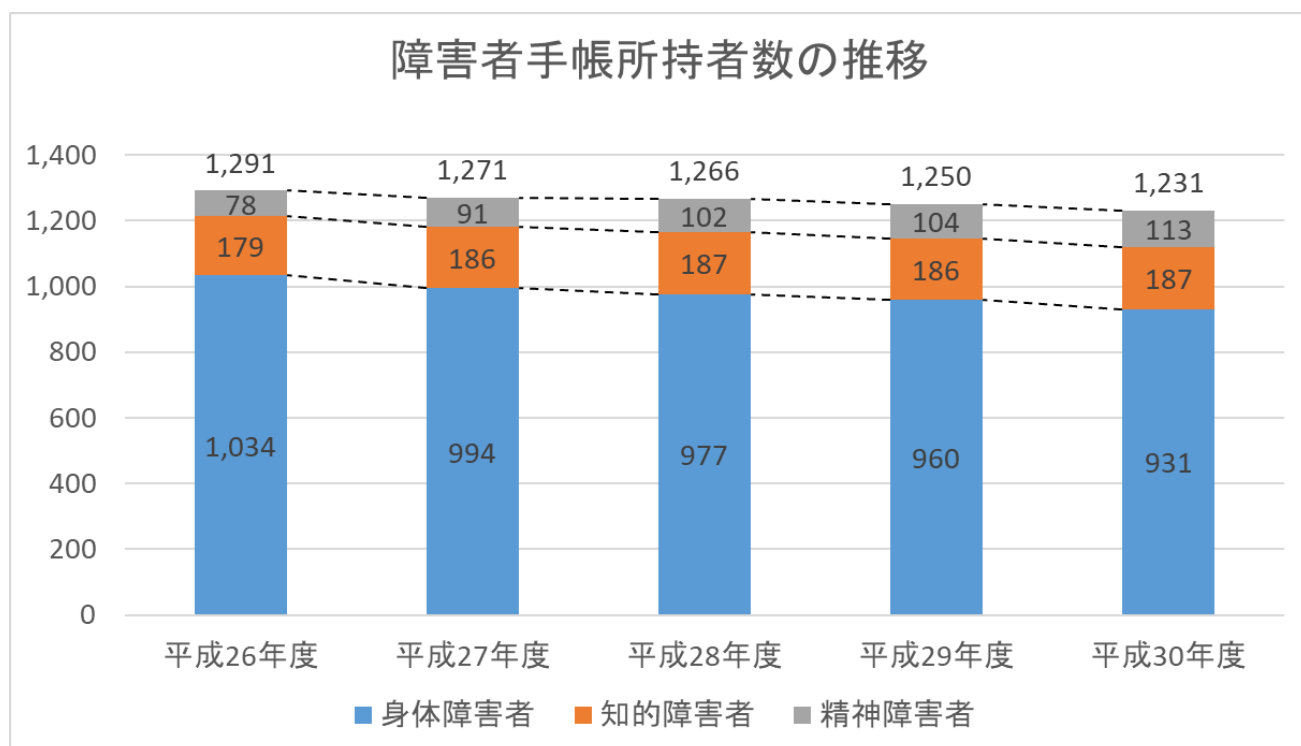
* 認定率：65歳以上人口に対する要支援・要介護認定者比率

（単位：人）

資料：介護保険事業状況報告（各年度3月末日現在）

(4) 障害者の状況

障害者手帳所持者数は、平成26年度の1,291人から平成30年度には1,231人と60人の減少となっています。身体障害者手帳の所持者数は103人の減少、療育手帳の所持者数は8人の増加、精神障害者の保健福祉手帳の所持者数は35人の増加となっています。



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
身体障害者手帳(身体障害者)	1,034	994	977	960	931
療育手帳(知的障害者)	179	186	187	186	187
精神障害者保健福祉手帳(精神障害者)	78	91	102	104	113
合計	1,291	1,271	1,266	1,250	1,231

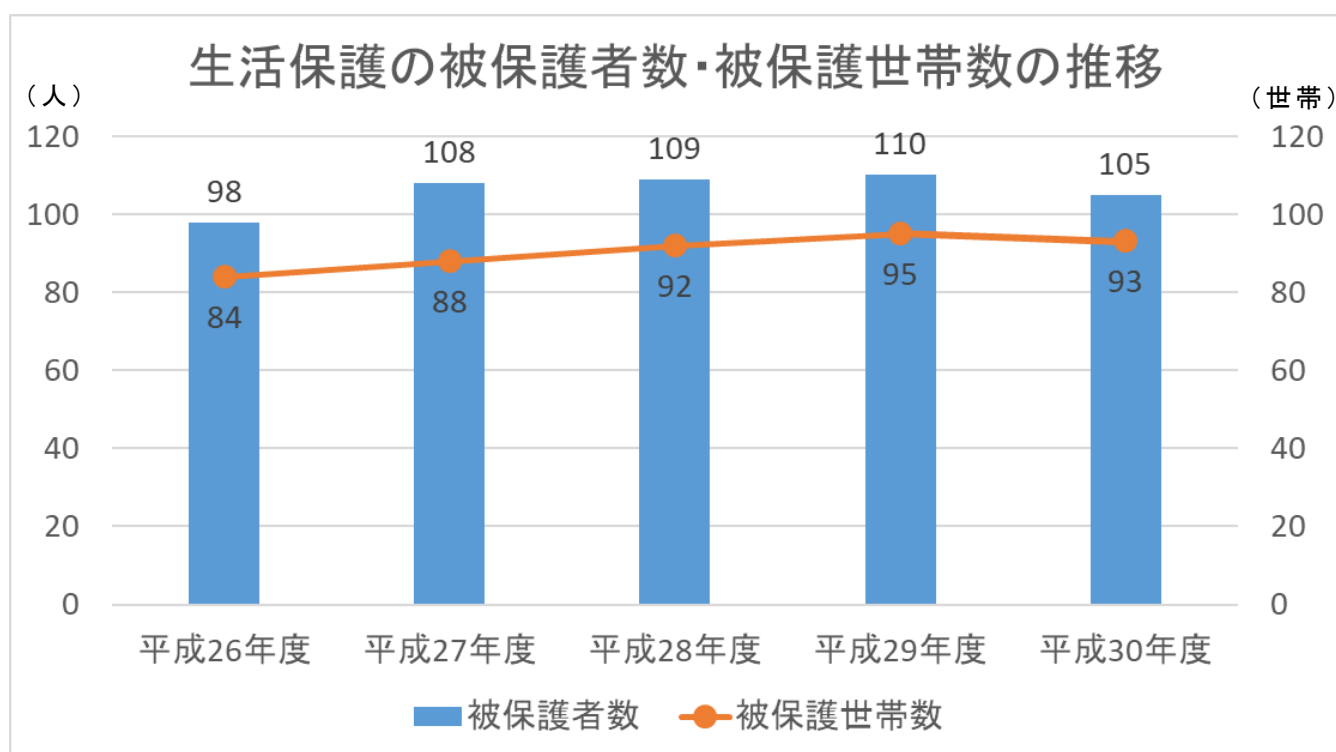
(単位：人)

資料：各年度3月末日現在実績値

(5) 生活保護の状況

本町の生活保護受給者数および世帯数の推移をみると、受給者数・世帯数ともに年々増加傾向にあり、受給者数は平成26年度の98人から平成30年度には105人と7人増加しています。世帯数は84世帯から93世帯と9世帯増加しています。

また、総人口に対する保護人員比率（保護率）については、平成26年度の0.50%から平成30年度には0.58%に増加しています。群馬県の値と比較すると、平成26年度は0.25ポイント、平成30年度は0.19ポイント少ない状況となっています。



		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
被保護者数		98	108	109	110	105
被保護世帯数		84	88	92	95	93
保護率(%)	みなかみ町	0.50	0.56	0.58	0.60	0.58
	群馬県	0.75	0.76	0.78	0.77	0.77

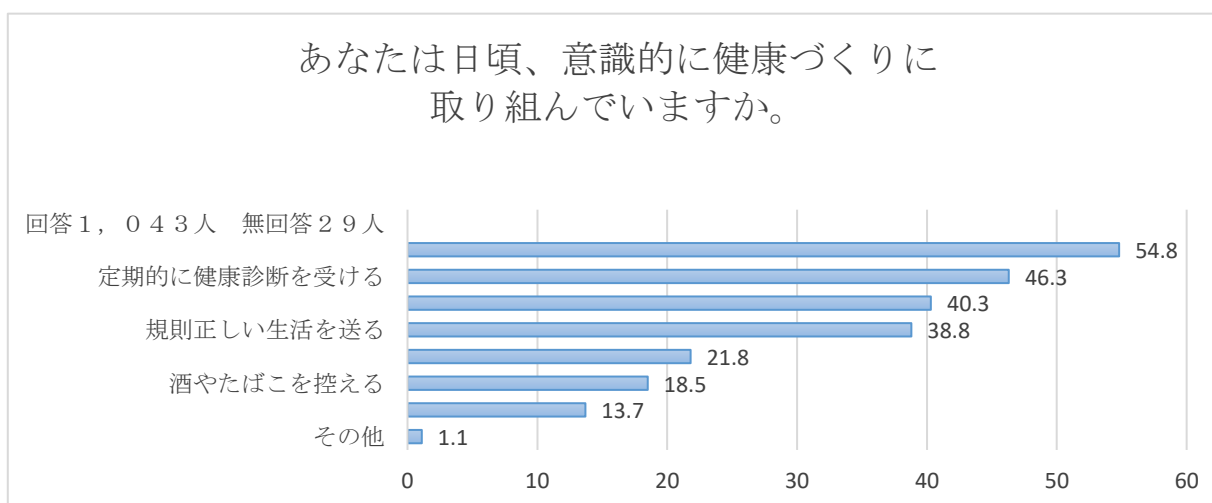
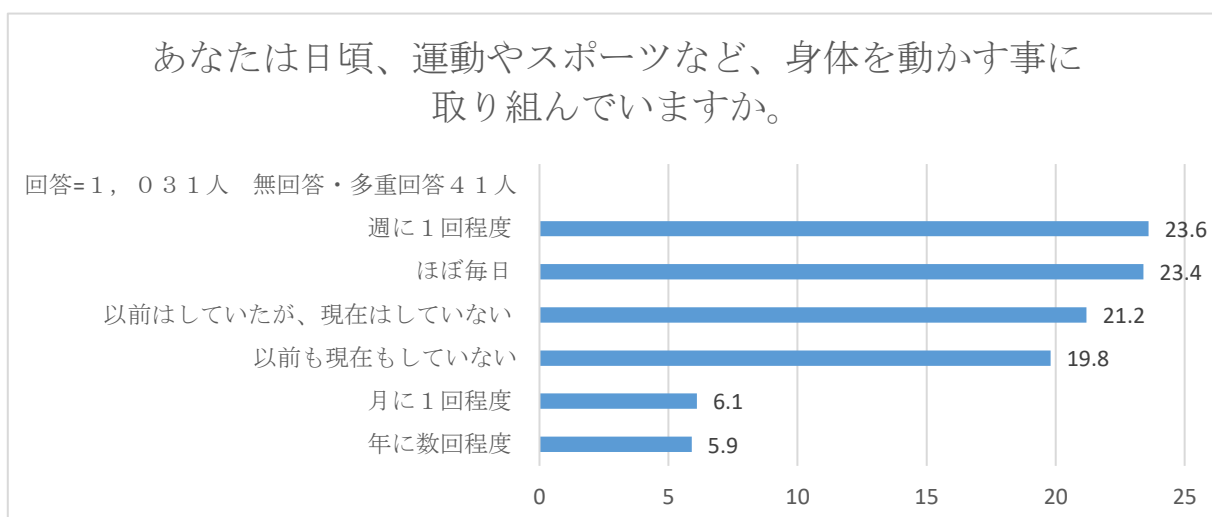
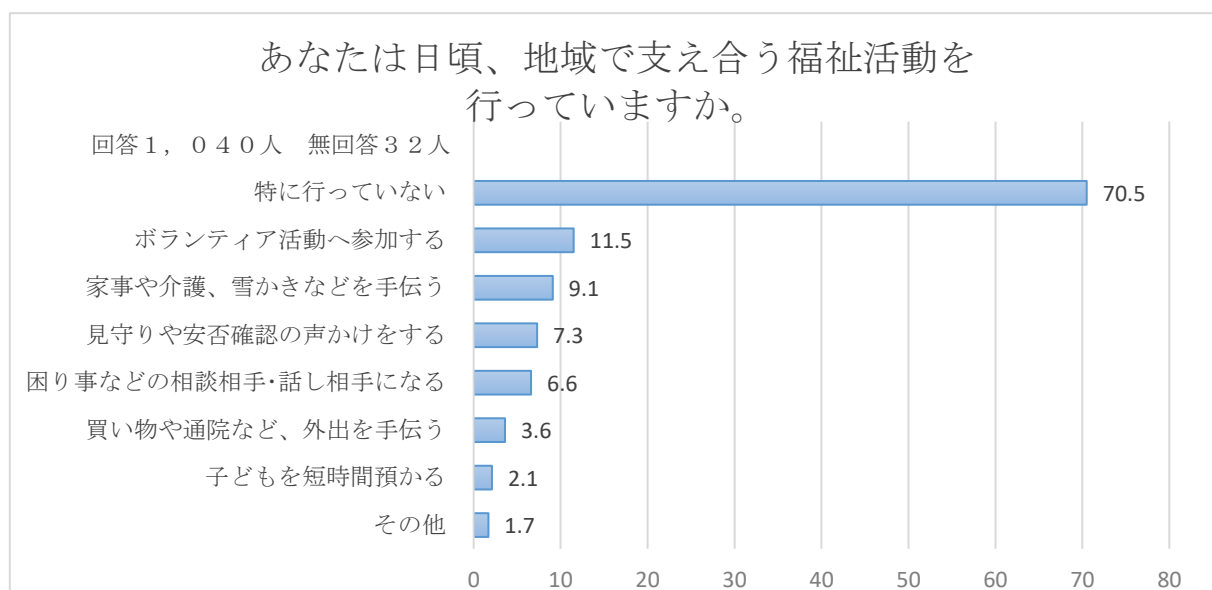
*: 総人口に対する保護人員比率。

(単位：人／世帯)

資料：生活保護事業状況報告（各年度3月末日現在）

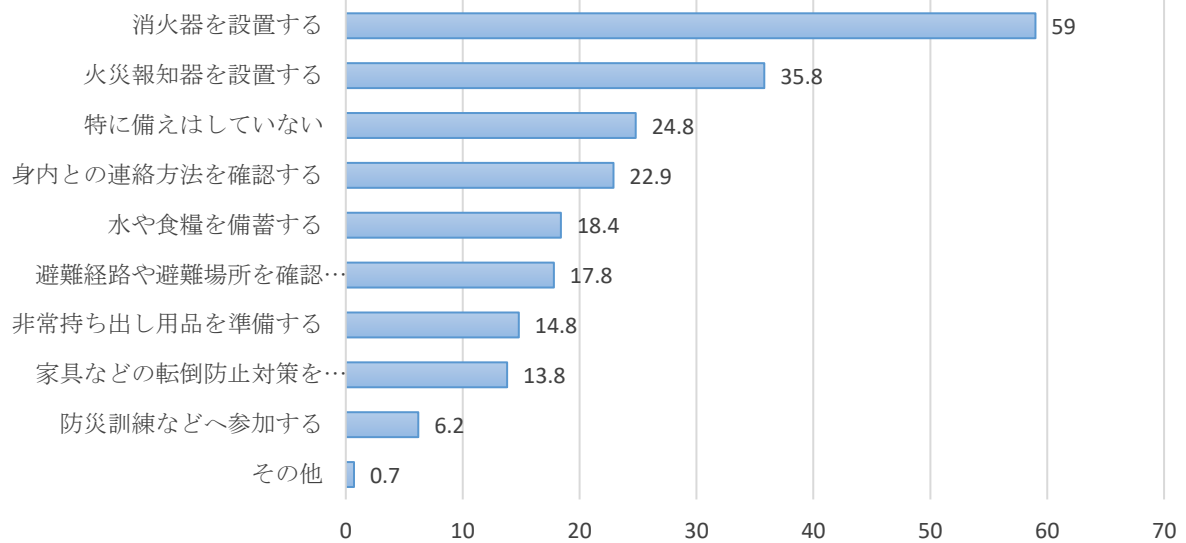
2 各種アンケートからみられる町民の意識調査

(1) 町民アンケート調査結果より（平成31年4月）



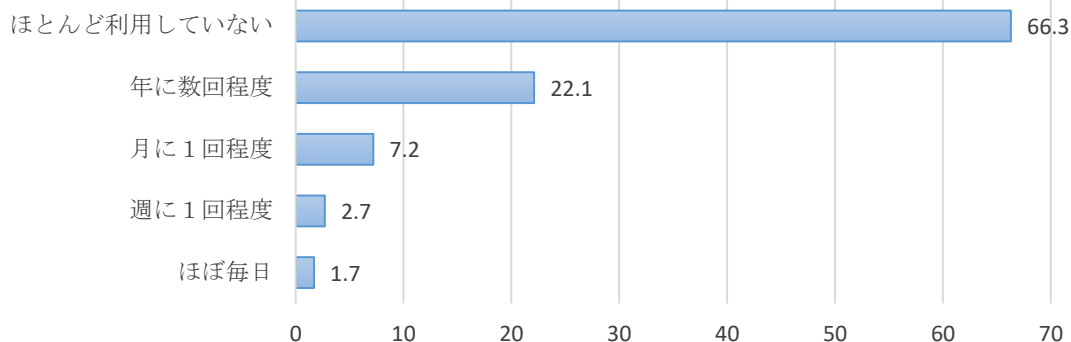
あなたは日頃、災害に対する備えをしていますか

回答1, 046人 無回答26人

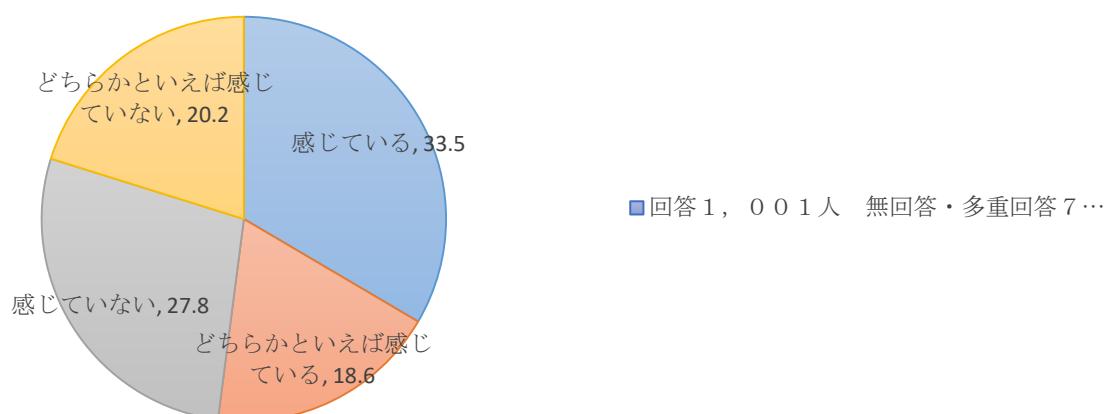


あなたはどの程度、町内の公共交通(バス・新幹線・在来線・タクシーなど)を利用していますか。

回答 1, 0 4 9 人 無回答・多重回答 2 3 人



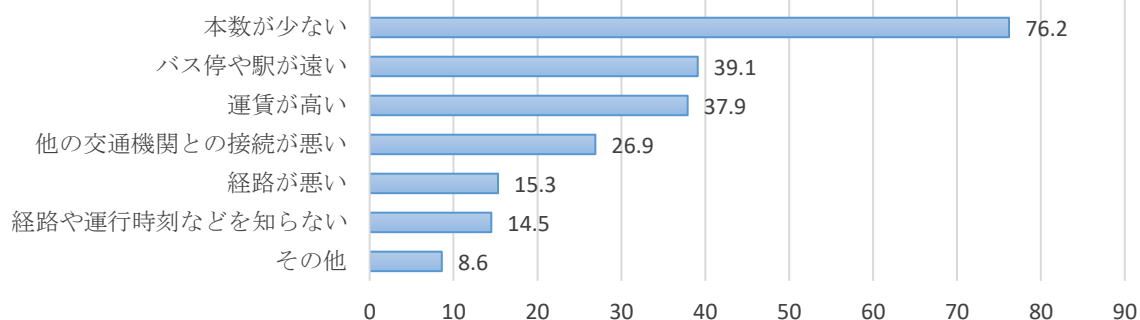
公共交通（バス・新幹線・在来線・タクシーなど）に不便を感じていますか。



公共交通(バス・新幹線・在来線・タクシーなど)にどのような不便を感じていますか。

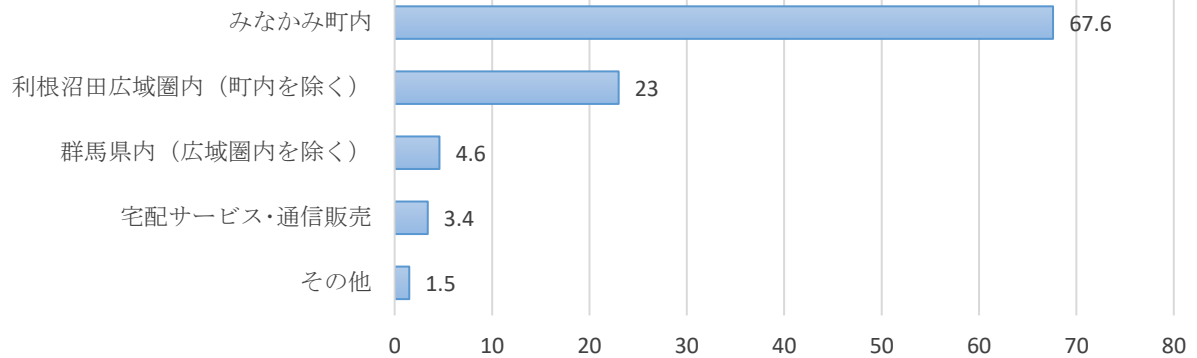
上記で、「感じている」「どちらかといえば感じている」とお答えの方にお聞きします。

回答 4 9 1 人 無回答 3 0 人

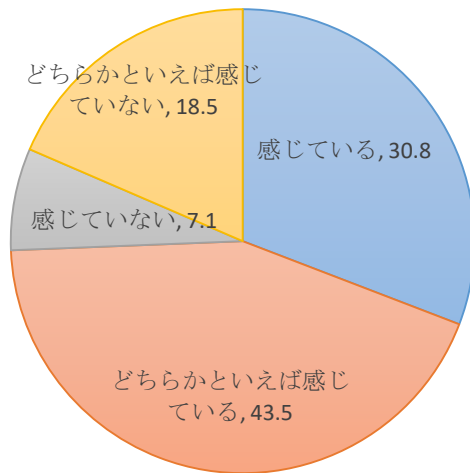


あなたは、日用品の買い物を主にどこで行っていますか。

回答 9 6 5 人 無回答・多重回答 1 0 7 人



日常生活で生きがいを感じていますか・

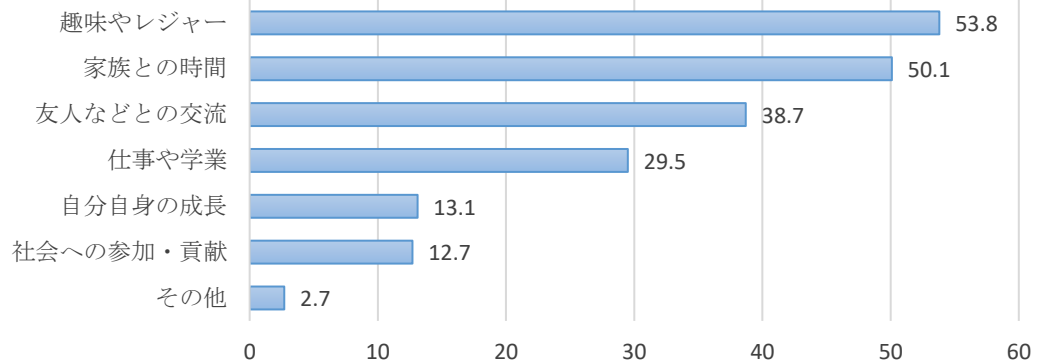


■ 回答 1, 0 3 6 人 無回答・多重回答 3 6 人

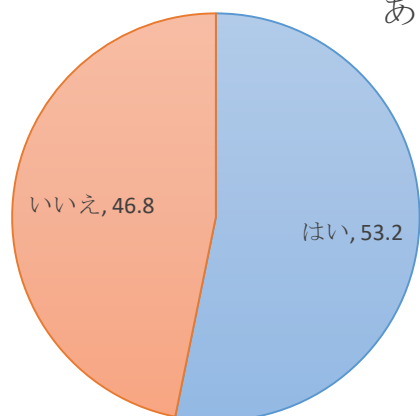
どのようなことに生きがいを感じていますか。

回答 7 3 1 人 無回答 3 9 人

上記で、「感じている」「どちらかといえば感じている」とお答えの方にお聞きします。

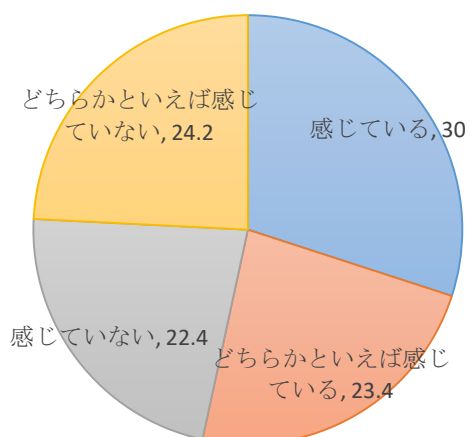


過去1年間に、道路で危ない（ヒヤッ）と感じたことはありますか。



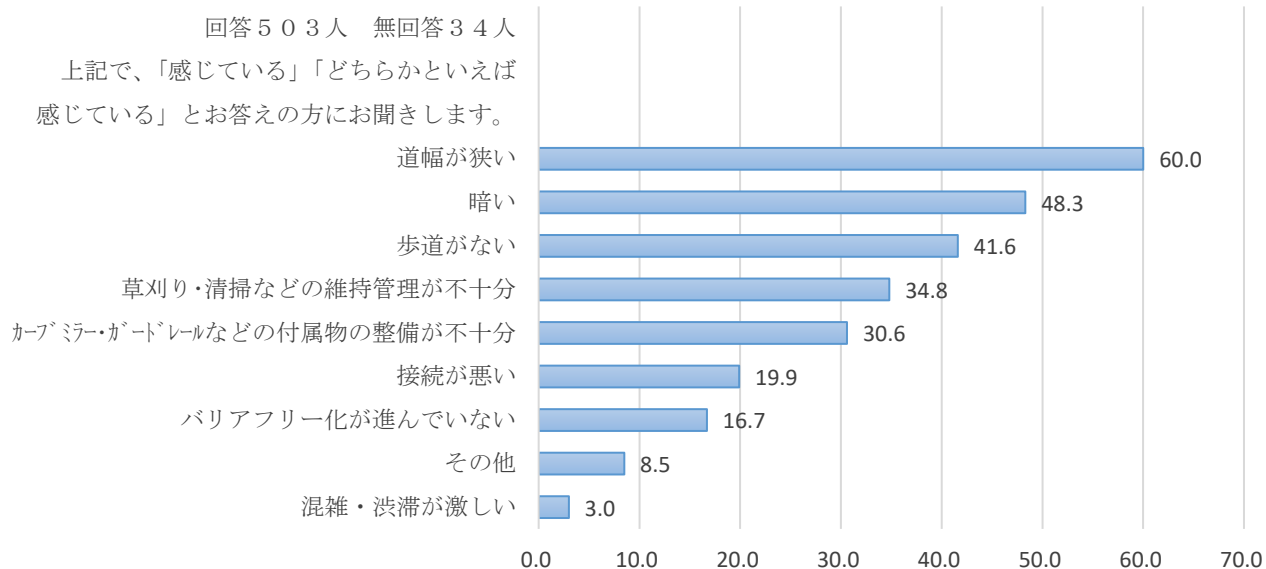
■回答1, 051人 無回答・多重回答21人

町内の道路に不便を感じていますか。

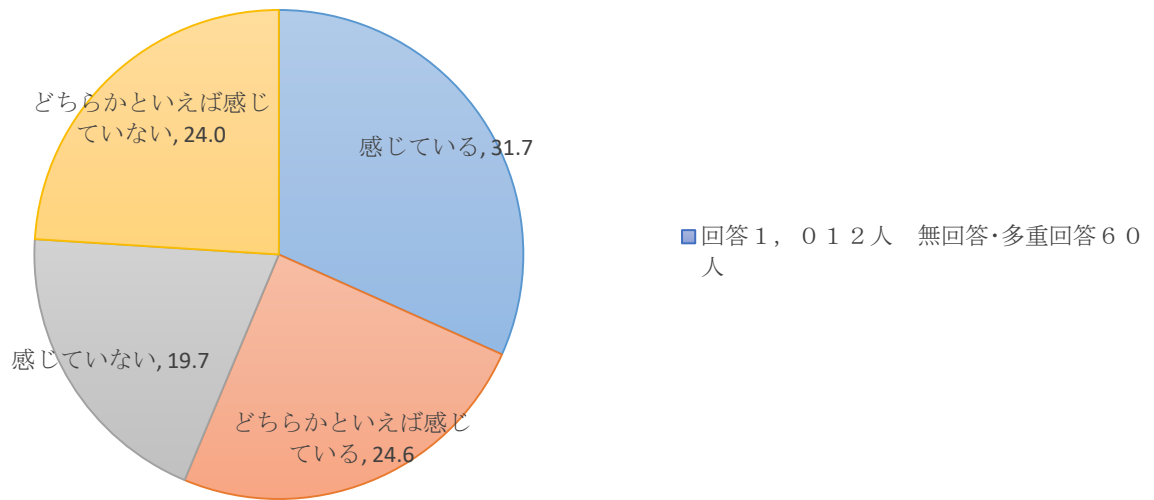


■回答1, 005人 無回答・多重回答67人

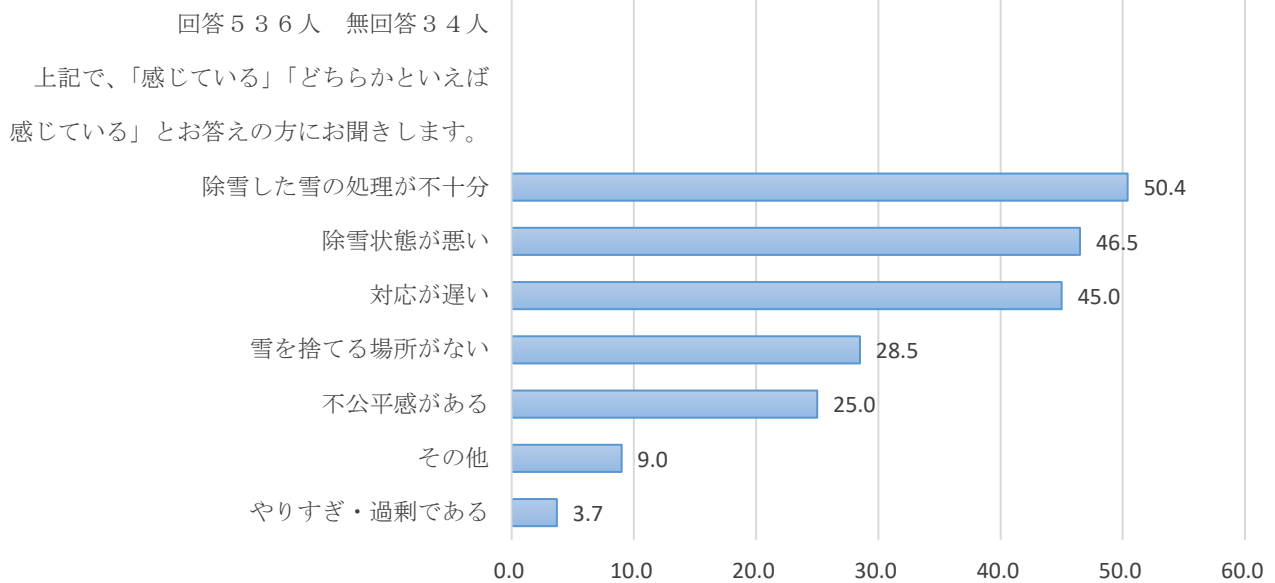
町内の道路にどのような不便を感じていますか。



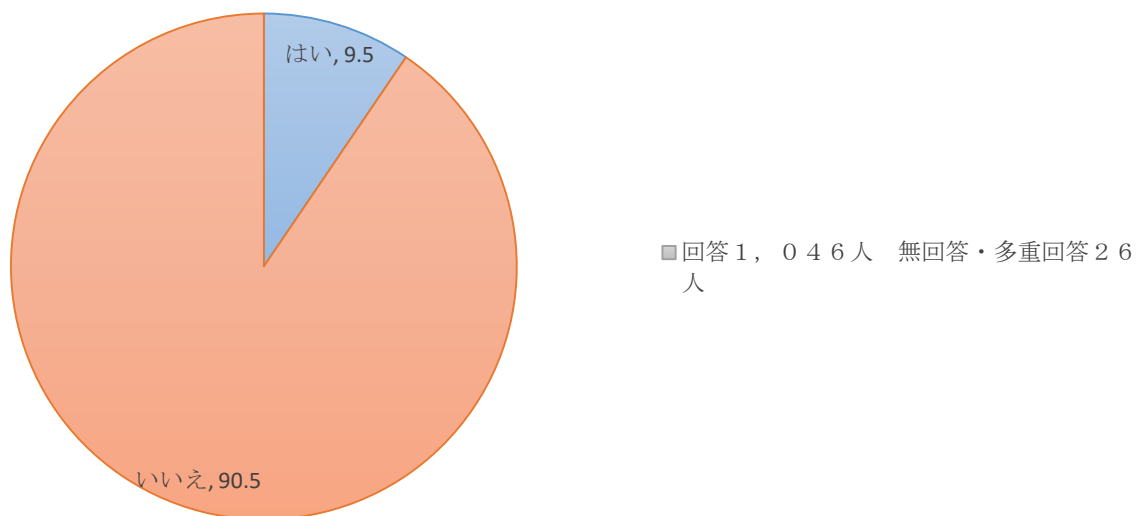
道路の除排雪・消融雪に不満を感じていますか。



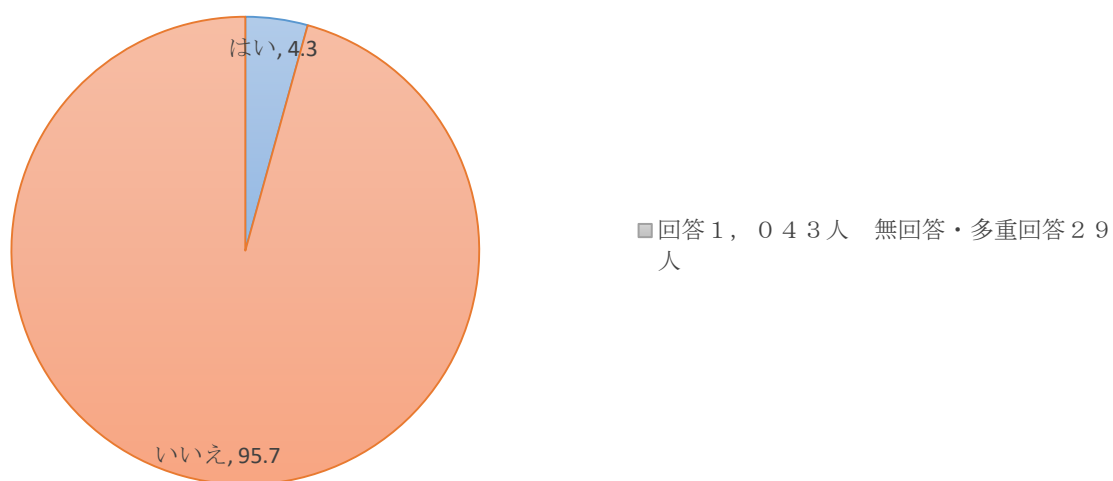
道路の除排雪・消融雪にどのような不満を感じていますか。



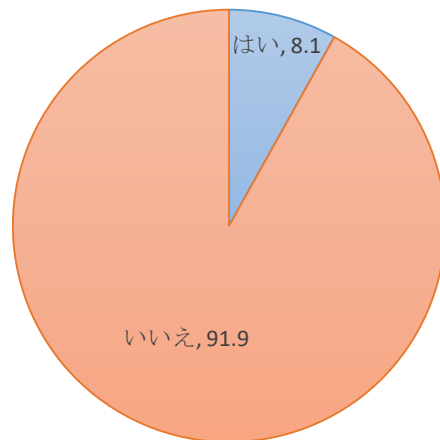
過去1年間に、消費に関してだまされたり、納得いかない
思いをしたことがありますか。



過去1年間に、差別や虐待、名誉毀損などの人権被害を
受けたことがありますか。

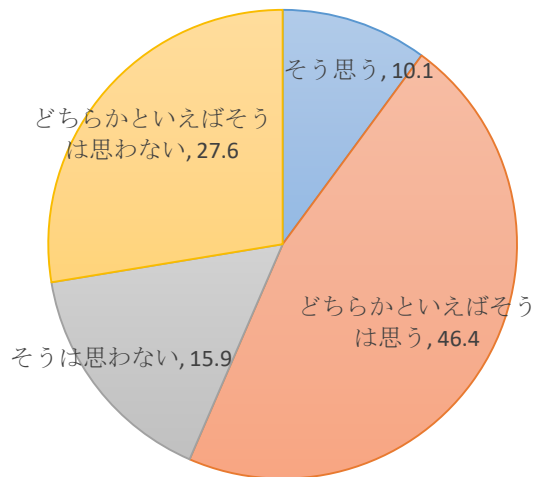


過去1年間に、町政に自分の意見を提示したことがありますか。



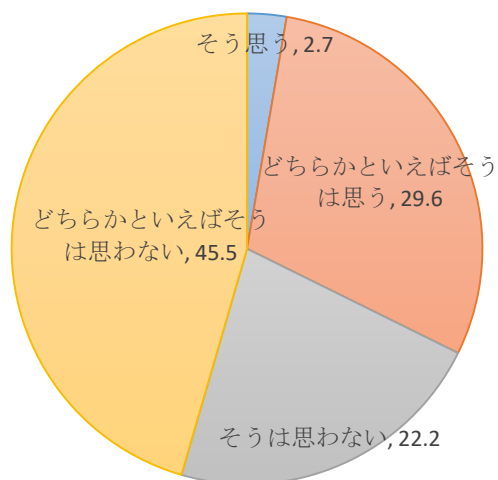
■回答1,030人 無回答・多重回答4...

必要とする町の行政情報を入手出来ていますか。



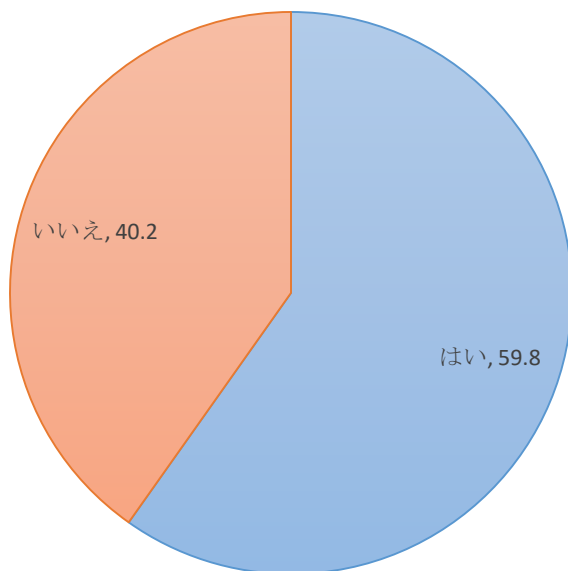
■回答987人 無回答・多重回答85人

町政に町民の意見が十分に反映されていますか。



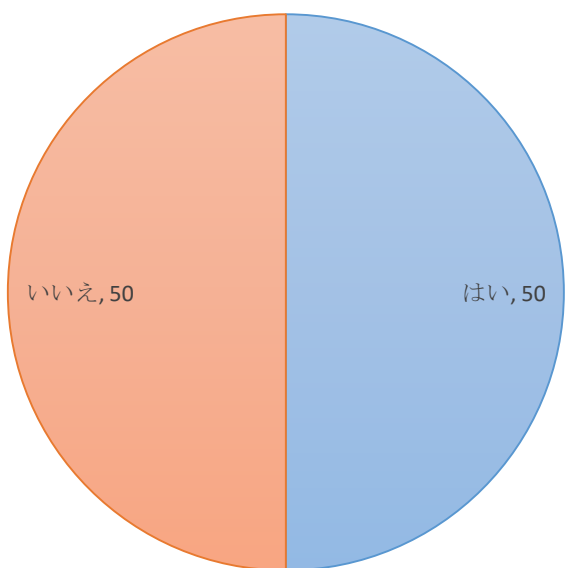
■回答965人 無回答・多重回答107人

過去1年間に、地域づくり活動を行ったことがありますか。



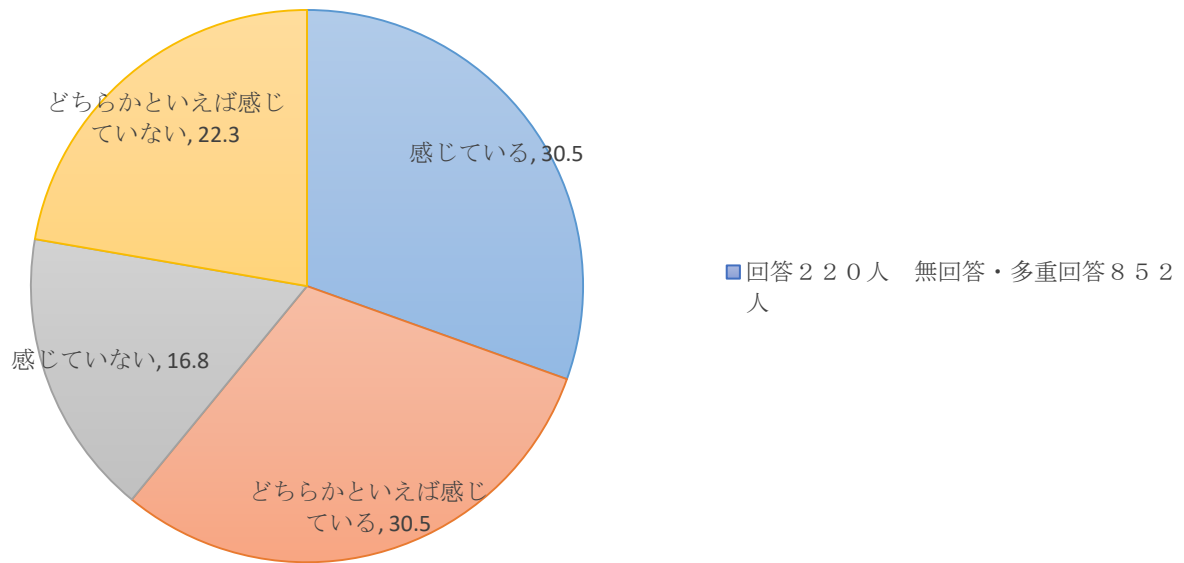
■回答1, 053人 無回答・多重回答19人

今後、地域づくり活動を行ってみたいと思いますか。

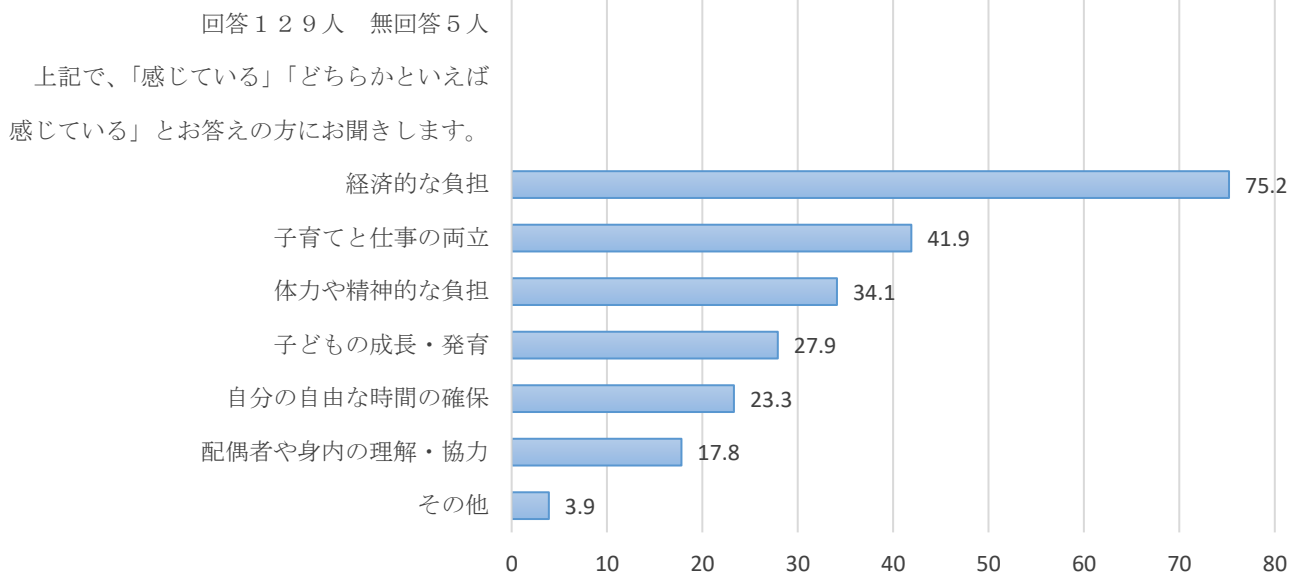


■回答1, 031人 無回答・多重回答41人

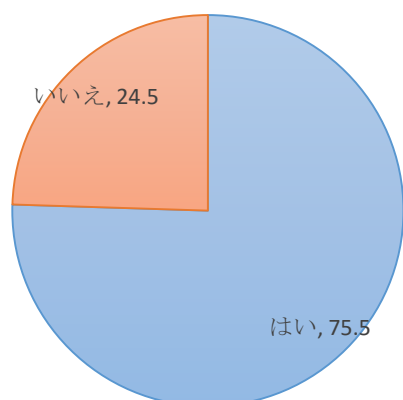
出産や子育てに不安を感じていますか。



出産や子育てにどのような不安を感じていますか。

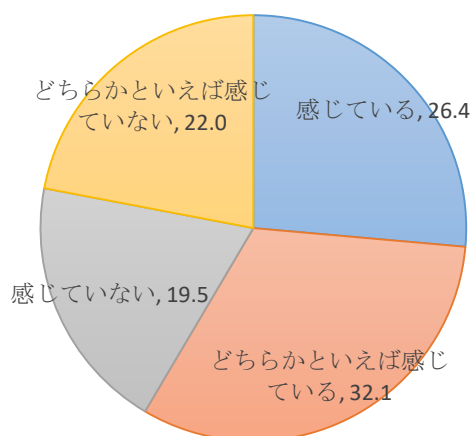


日常的な診療や健康管理などを行ってくれる身近な
「かかりつけ医」がいますか。



■回答1, 055人 無回答・多重回答17人

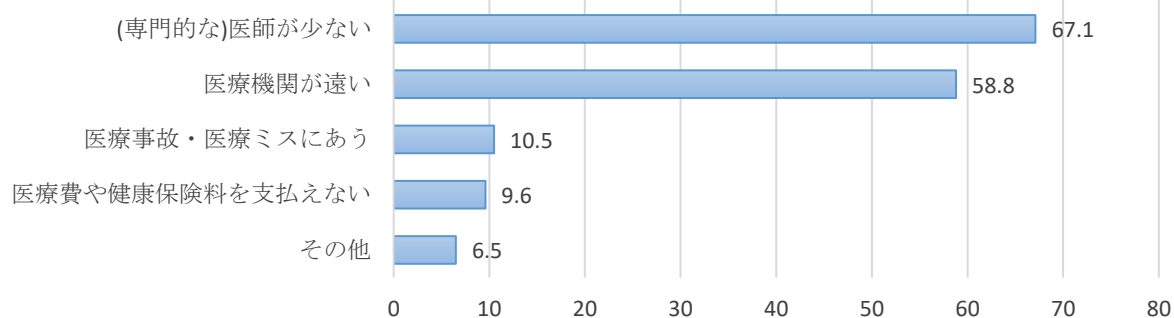
医療に不安を感じていますか。



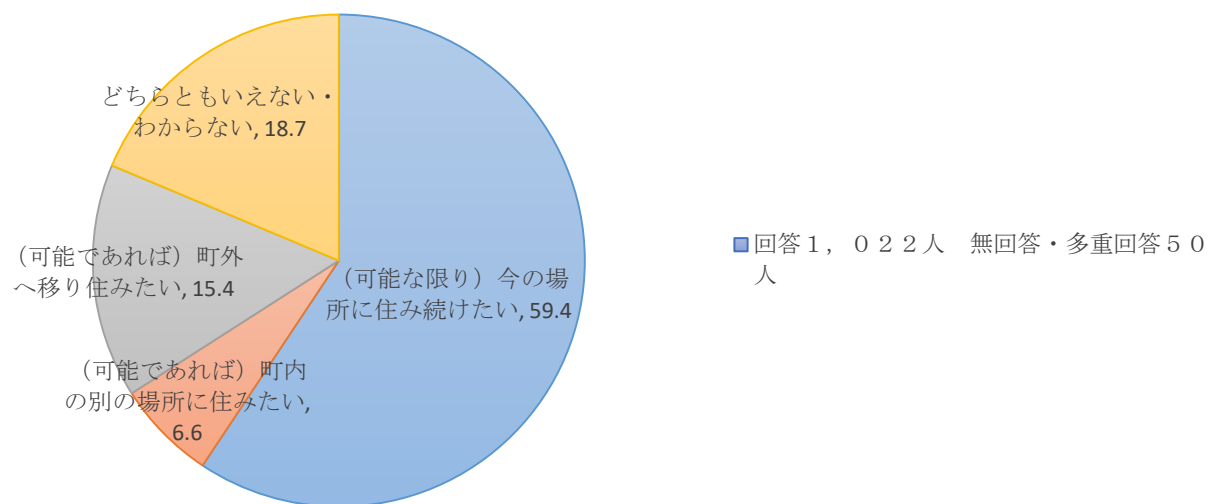
■回答1, 004人 無回答・多重回答68人

医療にどのような不安を感じていますか。

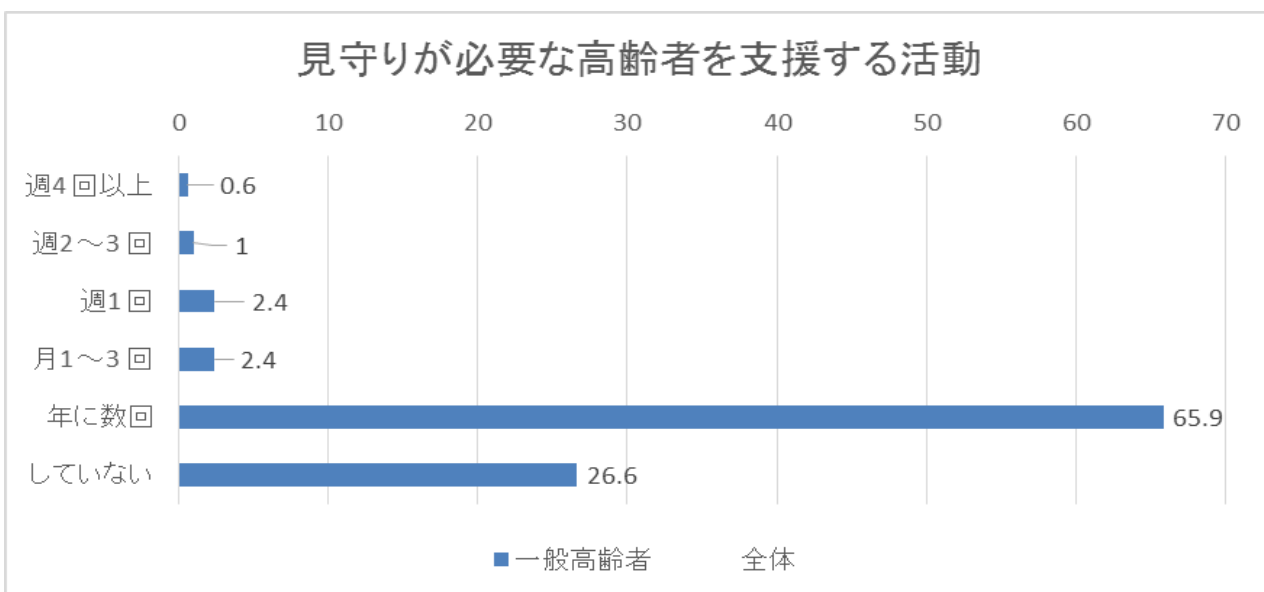
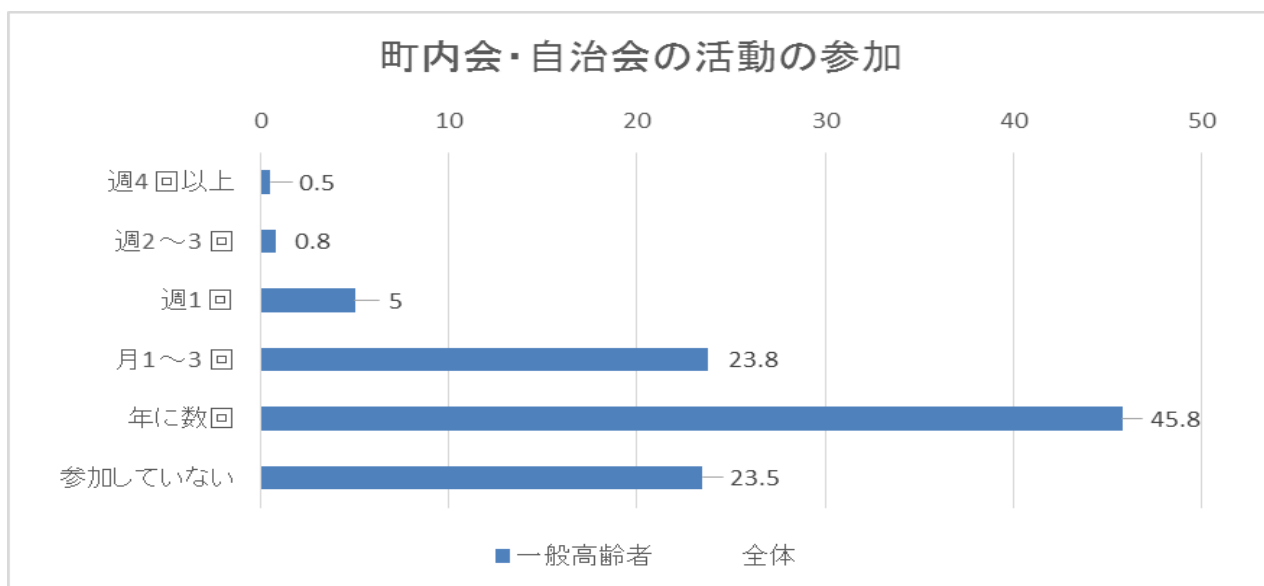
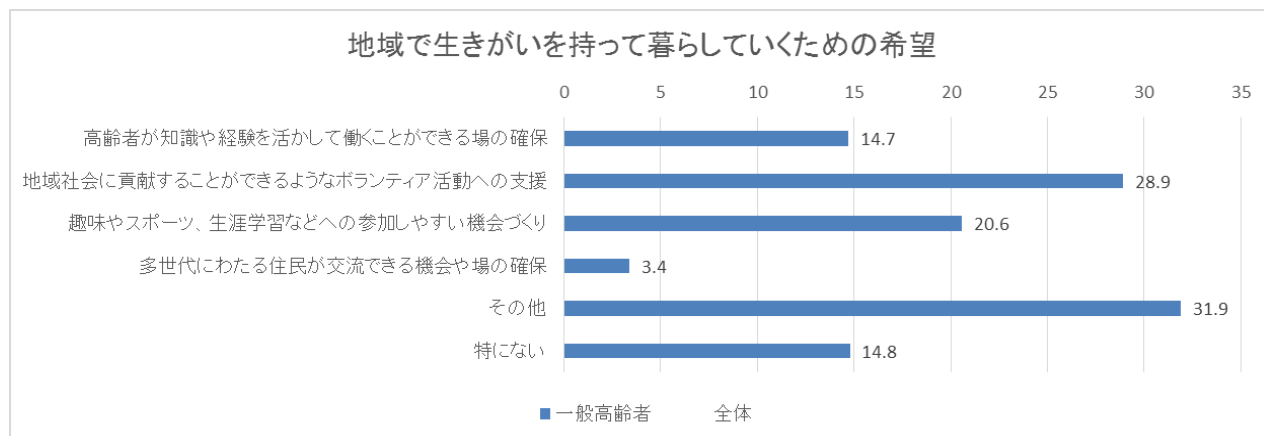
回答553人 無回答34人
上記で、「感じている」「どちらかといえば感じている」とお答えの方にお聞きします。



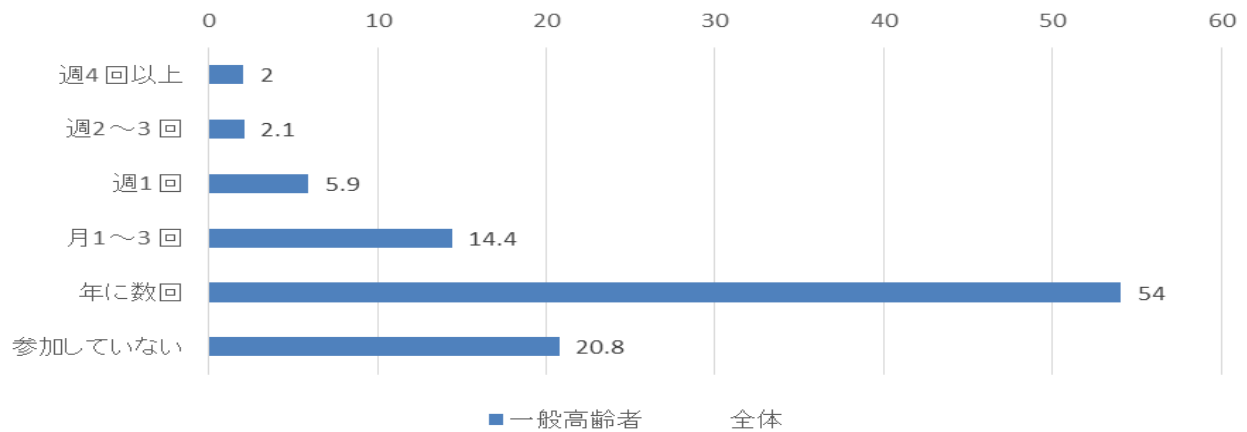
あなたは、今住んでいる場所に、これからも
住み続けたいと思いますか。



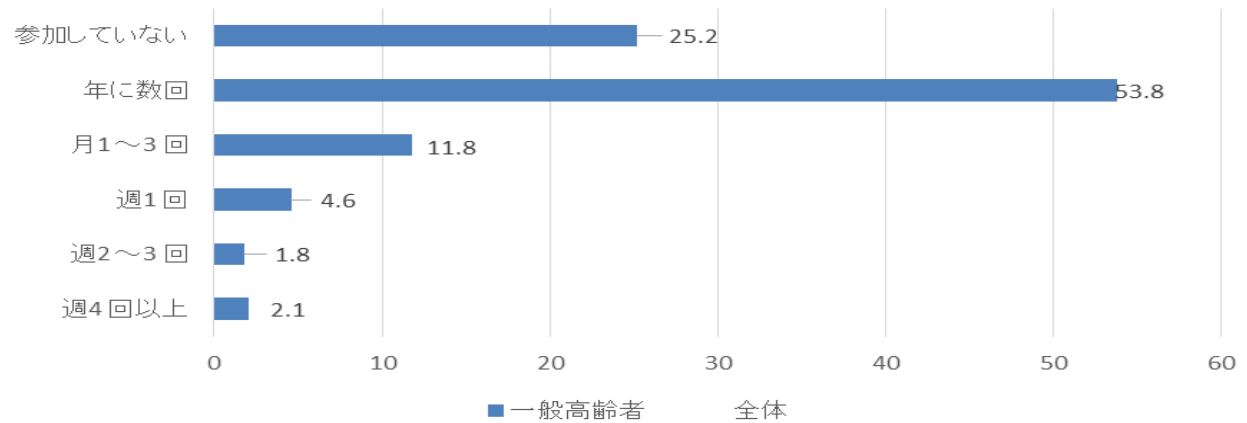
(2) 高齢者アンケート調査結果より（平成26年10月）



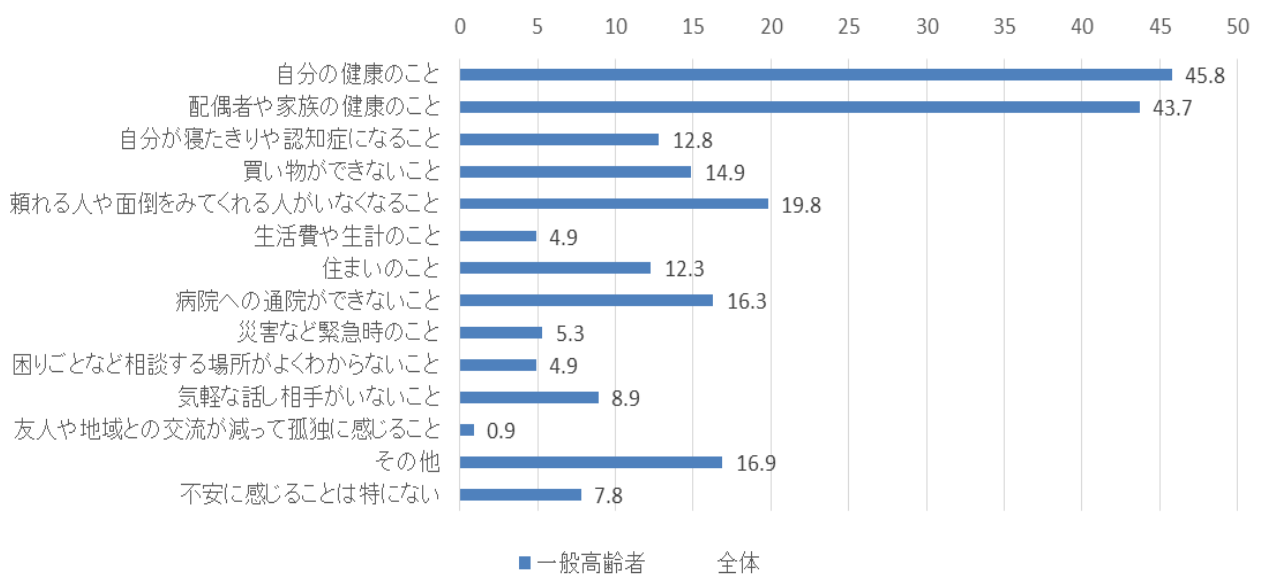
老人クラブへの参加



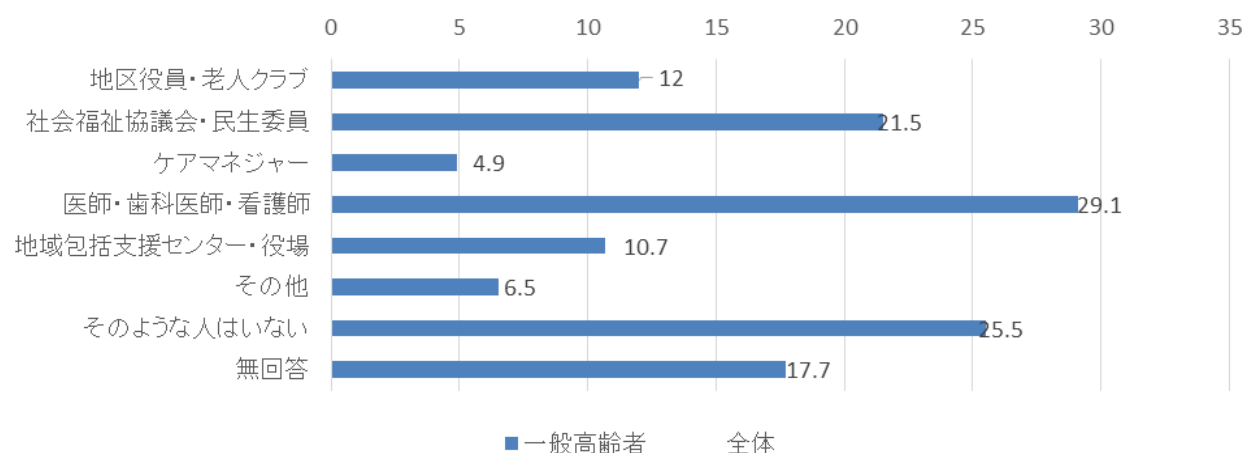
ボランティア活動への参加



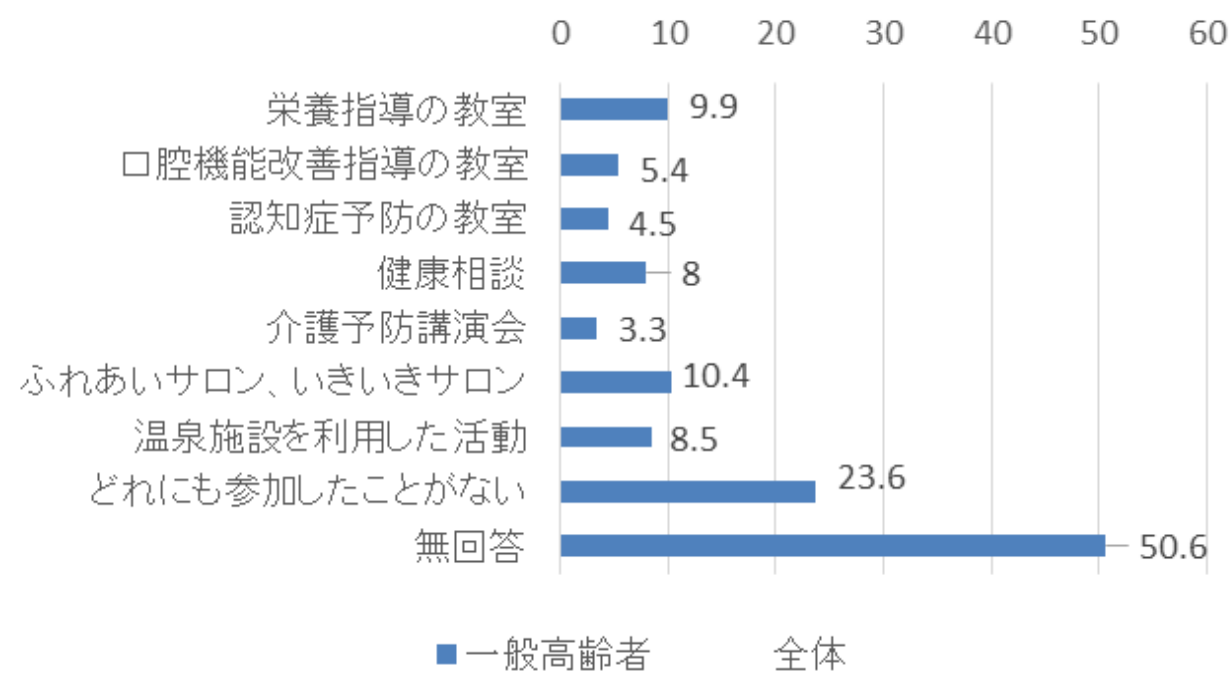
日常の生活で不安を感じていること



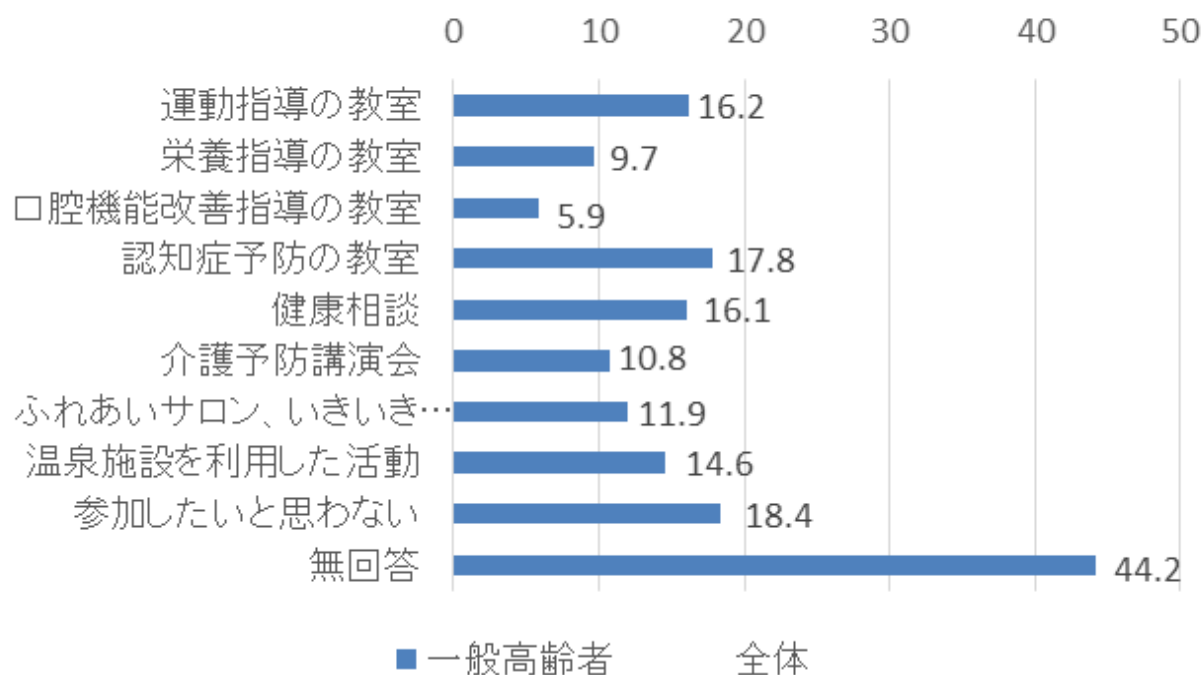
家族や友人・知人以外の相談相手



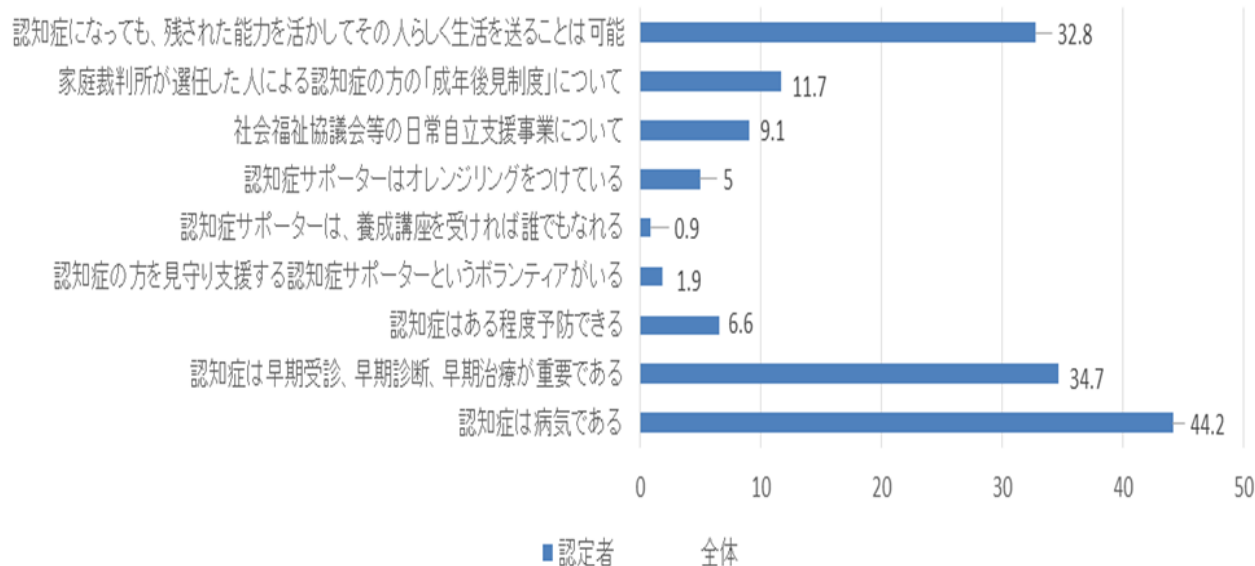
介護予防事業への参加率



介護予防事業への今後の参加意向



認知症についての理解内容



3 地区別懇談会からみる地域の現状と課題

グループ	課題	行っていること	すぐに行えること	将来的に行って いきたいこと
水上 A	災害時の 避難対策	・ 防災メール ・ ハザードマップ		・ 一人暮らしの安否確認 ・ 自主避難体制の確立
水上 B	買い物弱者	・ 町内路線バス ・ 移動販売車	・ 希望の商品を販売者に連絡 ・ 販売場所の拡大	・ 販売車の増車 ・ 宅配拡充
水上 C	移動支援 買い物弱者	・ 病院での送迎 ・ 移動販売	・ 商品の充実 ・ 希望の商品を販売	・ コンビニによる宅配 ・ 病院等を回る巡回バス
水上 D	除雪	・ 雪下ろし（独居高齢者） ・ 除雪費用助成 ・ シルバー人材	・ 業者に頼む（制度的に）	・ 費用助成の充実
水上 D	ちょっとした困りごと支援		・ 電気屋さん等に協力依頼	・ 便利屋の設置
月夜野 A	移動支援	・ 近所の助け合い ・ 移動販売 ・ 惣菜宅配	・ ネット販売 ・ 宅配勉強会	・ 定額料金の移動支援
月夜野 B	移動支援	・ 病院の送迎 ・ 相乗りタクシー	・ 移動販売の拡充 ・ 役場の空車活用？ ・ 相乗りタクシーとバスの連携	・ 住民共助の移送サービス ・ バス停までの移動サービス ・ 町内巡回町営バス
月夜野 C	移動支援	・ バスカード発行 ・ 相乗りタクシー ・ 住民の共助	・ 制度の周知	・ 町内巡回町営バス ・ 定額料金のサービス
新治 A	地域コミュニティ	・ サロン、健康教室 ・ グラウンドゴルフ	・ 声かけ ・ チラシで活動周知 ・ 薬局でサロン PR 動画	・ 子どもと一緒にのサロン ・ シルバー食堂

グループ	課題	行っていること	すぐに行えること	将来的に行っていきたいこと
新治 B	除雪	・ 行政の除雪 ・ 除雪費用助成 ・ 地域での除雪	・ 除雪範囲の拡大 ・ 除雪費用の拡充	・ コンパクトシティの実現
新治 C	災害時の避難所	・ 地域での支援体制整備	・ ハザードマップ確認 ・ 防火、避難訓練	・ 防災減災の組織作り ・ 防災無線の充実
新治 D	少子化対策	・ 企業誘致 ・ 出産祝い金 ・ 定住促進	・ 縁結び、結婚相談 ・ 子育て相談支援	・ 就業場所の拡大 ・ 他市町村よりも良いところ充実させよう
新治 E	移動、外出支援	・ 病院送迎 ・ 相乗りタクシー ・ サロンで共助 ・ 親族		・ シニアカー助成 ・ 空車マッチング

第3章 地域福祉推進の基本的な考え方

1 基本理念

「誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち」

みなかみ町地域福祉計画及びみなかみ町地域福祉活動計画では、「誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち」を基本理念とします。この基本理念は、第2次みなかみ町総合計画の基本目標の一つでもあります。社会情勢の変化により懸念される地域コミュニティの衰退や地域のつながりの希薄化を抑制するため、次世代を担う子どもたちを産み育てることのできる環境整備を推進するとともに、町民の誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作って行くことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしを生きがい、地域をともに創っていく社会（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

2 計画の基本目標

本計画では、基本理念を実現するために3つの基本目標を定めます。

1 自 助

みんが いきいき ゆとりあるまちづくり

住民それぞれが福祉や健康に関心を持ち、うるおいのある心豊かに過ごせるまちをめざします。

2 互 助

なかまと つくる 安心できるまちづくり

地域の支え合い、助け合いにより安心して生活できるまちをめざします。

3 共助・公助

みまもり 支える 安全なまちづくり

地域の支え合いや、福祉のネットワーク、公共的なサービスを充実させて安全なまちをめざします。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	基本計画
誰もが安心してきゅとりを感じるまち	自助 み んなが いきいき ゆとりあるまちづくり	健康づくりをしよう
		生きがい活動を見つけよう
		福祉の理解を深めよう
	互助 なか まと つくる 安心できるまちづくり	地域で支え合おう
		ボランティア活動进行しよう
		災害に備えよう、災害時に助け合おう
	共助・公助 み まもり 支える 安全なまちづくり	困ったら相談しよう
		福祉サービスを充実させよう
		福祉・医療・保健等関係機関で連携して安心できる町にしよう

1 自 助

みんなが いきいき ゆとりあるまちづくり

住民それぞれが福祉や健康に関心を持ち、うるおいのある心豊かに過ごせるまちをめざします。

① 健康づくりをしよう

○現状と課題

健康づくりのために食事や栄養に気をつけて生活している方が多くいます。その一方で、運動やスポーツに取り組んでいない方もいます。

本町では、各種健康診査や保健師や栄養士による相談支援をおこなっています。また、社会福祉協議会が受託して高齢者向けの健康教室を各地で展開しています。

○住民の役割

- ・ 1週間に1回は運動する機会を作りましょう。

○社会福祉協議会の役割

- ・ 公民館等で高齢者向けの健康教室を定期的に開催します。
- ・ 地域の健康教室にレクリエーション器具等を貸し出します。
- ・ 介護予防教室等を町から受託して実施します。

○町の役割

- ・ 地域の特性を活かした組織の育成や活動場所を提供します。
- ・ 身近で手軽に健康づくりができる環境を整備します。
- ・ 出生から高齢期に至る健康保持、増進等のため各種健康診査体制の充実を図り、心身の健康管理や疾病予防対策を推進します。
- ・ 心と体の健康づくりに取り組めるよう、健康教室や健康相談の充実を図ります。

② 生きがい活動をみつけよう

○現状と課題

町民アンケートでは生きがいを感じている人は多くいます。高齢者へのアンケートでは知識や経験を活かして働くことや趣味やスポーツ、生涯学習などの機会を求めています。本人の生きがい活動を社会的な活動に結びつける仕組みが求められています。

○住民の役割

- ・自分に合った活動の場をみつけて積極的に参加しましょう。

○社会福祉協議会の役割

- ・老人クラブ活動の安全パトロールや清掃活動などをさらに推進して生きがいの高揚に努めます。
- ・趣味活動や伝統活動などのグループを支援します。

○町の役割

- ・高齢者や障害のある方が地域の一員として積極的に社会参加できるよう、生涯学習・地域社会活動・世代間交流・スポーツ活動などの充実と場所の確保等を推進します。
- ・高齢者や障害のある方が安心して生活を送ることができる環境づくりを推進します。
- ・シルバー人材センターを活性化して、高齢者の活動の機会を増やします。

③ 福祉の理解を深めよう

○現状と課題

町民アンケートでは、日頃から地域で支え合う福祉活動を行っているかの問いに、7割の人が行っていないと回答しています。地域では育児、介護、障害、貧困など様々な課題が多くあります。地域住民で支え合っていく社会が求められる中、福祉に対する理解と協力が求められます。

○住民の役割

- ・講習会や研修会に参加して福祉活動の理解を深め、自分のできる活動を見つけましょう。

○社会福祉協議会の役割

- ・町内の全小中学校と連携して福祉教育の推進に努めます。

- ・ 婦人会や老人クラブ等と連携して多世代の交流を深め、顔の見える地域をつくります。
- ・ 福祉ふれあいフェスティバル等イベントを通じて福祉の啓発に努めます。
- ・ 住民が主体的に地域活動へ取り組むことができるよう研修会を開催します。
- ・ 従来からある地域福祉活動を支援します。

○町の役割

- ・ 学校、家庭、関係機関、団体、地域が連携し、高齢者や障害のある方、幼児などとの交流事業や福祉に関する体験学習を実施し、小さい頃から福祉のこころを育む活動を推進します。
- ・ 地域・学校・家庭において人権意識の啓発、人権教育の充実を図ります。
- ・ 住民が主体的に地域活動へ取り組むことができるよう環境を整備します。

2 互 助

なかまと つくる 安心できるまちづくり

地域の支え合い、助け合いにより安心して生活できるまちをめざします。

① 地域で支え合おう

○現状と課題

地域住民が地域課題を「我が事」として主体的にとらえ解決のために協力していく地域づくりが全国で求められています。町内では行政区の活動など地域ごとに共助の仕組みが根付いています。今後高齢化や少子化により、ますます住民と行政等の協働による安心して生活できる体制づくりが必要となってきます。

○住民の役割

- ・ 回覧板を手渡ししましょう。
- ・ 地区の行事に積極的に参加しましょう。

○社会福祉協議会の役割

- ・ ふれあい・いきいきサロンの充実・促進・継続を図ります。
- ・ 地域に福祉協力員を設置します。
- ・ 「困っている人が助かる地域（地域力の強化）」、「困っている人を助ける地域（地域の福祉力の強化）」にするため、地域福祉懇談会を開催しての支援体制の構築を図ります。
- ・ 商店等と連携して地域の安全安心体勢の構築に取り組みます。
- ・ 地域活動と専門的な支援を結びつけて生活課題を解決するため生活支援コーディネーターを配置します。

○町の役割

- ・ 地域で支援を必要としている人を地域全体で見守り、問題の早期発見につなげ、関係機関との連携を図り適切な対応ができるように高齢者等支援ネットワーク協議会等の活動の充実を図ります。
- ・ 児童・高齢者・障害のある方への虐待や配偶者等からの暴力（ＤＶ）を地域で見守り、早期発見に向けた支援を行います。
- ・ 地域ぐるみで子どもの見守り活動を推進します。
- ・ 固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が協力して様々な地域活動に取り組めるよう男女共同参画社会の環境を整えます。

② ボランティア活動をしよう

○現状と課題

平成28年に実施した町民アンケートでは、家事や雪かきなどを手伝うことや困りごとなどの相談や話し相手になるなど近隣での助け合いがみられました。これからの社会では近隣の相互の助け合いがますます重要となるほか、地域内外のボランティアの参加による組織的な活動も必要となってきます。

○住民の役割

- ・ 自分ができる福祉活動・地域活動を見つけて参加してみましよう。
- ・ 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金に協力しましょう。

○社会福祉協議会の役割

- ・ 支援が必要な人の把握をして、ボランティアを派遣します。

- ・ ボランティアセンターの機能を強化します。
- ・ ボランティア講座を開催します。
- ・ ボランティアコーディネーターを配置します。
- ・ 町外のボランティア受入体制を強化します。
- ・ 共同募金運動に協力するとともに、配分金を活用して地域福祉活動、ボランティア活動を支援します。

○町の役割

- ・ ボランティア団体の育成や情報の提供など、住民が地域福祉に参加出来る体制づくりを推進します。
- ・ さまざまな分野におけるボランティアの確保や組織化のための取り組みを支援します。
- ・ ボランティアセンターの機能強化に向けた支援をします。

③ 災害に備えよう、災害時に助け合おう

○現状と課題

災害はいつでもどこでも起こるものと考えられるようになりました。町でも水害や雪害などの恐れがあります。被災者を出さないために町の防災体制の整備と住民の助け合いが必要になります。また自分では避難できない方を守る体制を事前に整備する必要があります。

○住民の役割

- ・ 日頃から家族で避難場所などの確認をしましょう。
- ・ いざという時のために非常持ち出し品の準備をしましょう。

○社会福祉協議会の役割

- ・ 要配慮者の把握に努めます。
- ・ 日常的な見守り、地域の助け合いを活かして避難行動要支援者を把握し、災害時に役立てます。
- ・ 町、消防等と連携して災害時の支援に備えます。
- ・ 防災教室（訓練）を開催します。
- ・ 災害ボランティアの事前登録をします。

○町の役割

- ・ 避難行動要支援者名簿を整備し、災害時自ら避難することが困難

な方に対して避難支援・安否確認体制の整備を図ります。

- ・要配慮者の避難生活の負担を軽減するため福祉避難所の充実を図ります。

3 共助・公助

みまもり 支える 安全なまちづくり

地域の支え合いや、福祉のネットワーク、公共的なサービスを充実させて安全なまちをめざします。

① 困ったら相談しよう

○現状と課題

生活様式、社会構造の変化にともなって生活課題も多様化し、子育てや介護、障害、就労などの課題が絡み合うなど複合的な課題が生まれてきました。分野ごとの相談では対応できず、総合的な支援が必要になっています。そのための体制整備が求められています。

○住民の役割

- ・心配なことがあったらまずは近所に相談しましょう。
- ・気になることがあったら社会福祉協議会、地域包括支援センターに相談をしましょう。

○社会福祉協議会の役割

- ・生活困窮者自立支援事業を実施します。
- ・民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談員等の協力により相談所を開設します。
- ・通帳管理などを行う日常生活自立支援事業を実施します。
- ・成年後見制度の取り組みを検討します。
- ・法人後見の実施に向けて体制を強化します。
- ・虐待防止の普及啓発に努めます。
- ・生活福祉資金の貸付相談をします。
- ・社会福祉協議会の幅広い業務を活かして生活支援のための情報提供や相談支援を充実します。
- ・他の社会福祉法人と協力して相談支援の充実を図ります。

○町の役割

- ・福祉サービスの情報提供や相談支援の充実を図ります。
- ・地域や民生委員・児童委員など身近な地域における相談体制の充実を図ります。
- ・生活困窮者の自立支援に向けての相談窓口の機能の充実と関係機関との連携を図ります。
- ・不登校や引きこもり等の相談支援と関係機関との連携を図ります。
- ・多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築します。
- ・適切にサービス利用できるように成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度などを整備します。

② 福祉サービスを充実させよう

○現状と課題

町民アンケートでは約4割の人が子育てと仕事の両立に不安を抱え、5割以上の人が保育所などの預け先の施設の充実を望んでいます（平成28年4月アンケート）。また、地区別懇談会では、買物支援や送迎などの課題が出ました。安心して生活できるよう福祉サービスの充実が求められます。

○住民の役割

- ・認知症サポーター養成講座などの研修会に参加しましょう。
- ・サロン活動などに参加しましょう。

○社会福祉協議会の役割

- ・介護予防サポーター、認知症サポーター、ボランティアと連携して介護予防事業を推進します。
- ・サロン運営者と協力してサロン活動を活性化させます。
- ・認知症カフェの開設や認知症サポーターと連携するなど相談態勢、見守り態勢を整えます。
- ・移動が困難な要支援者、要介護者、障害者の移動支援を充実させます。

○町の役割

- ・地域で必要とされる福祉サービスの充実を図ります。

- ・子育て世代包括支援センターの充実を図ります。
- ・ファミリーサポート事業など子育て支援の充実を図ります。
- ・日常生活に支援が必要な高齢者や障害のある方が安心して生活が送れるよう権利擁護の普及と啓発を行います。
- ・公共交通機関が利用しやすいよう２次交通システムの構築に努めます。

③ 福祉・医療・保健等関係機関で連携して安心できる町にしよう

○現状と課題

子ども・高齢者・障害のある方など全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が求められています。地域住民の参加とともに、公的なサービスが協働していく必要があります。

○住民の役割

- ・自身の健康などに関する講習会や研修会に参加しましょう。

○社会福祉協議会の役割

- ・みなかみ町介護・医療事業者の会の事務局として地域包括ケアシステム構築に協力します。
- ・町内の社会福祉法人の連絡会を組織し町民の福祉向上に努めます。
- ・町内外の関係機関及び民間企業と連携し町の福祉向上に努めます。
- ・社会福祉法人等と協力して地域における公益的な取り組みを推進します。

○町の役割

- ・高齢者や障害のある方がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう地域全体で支える体制づくりを推進します。
- ・福祉・医療・保健等関連機関との連携を強化し、高齢者の地域包括ケアシステムの構築及び障害のある方の地域生活支援拠点の整備、地域子育て支援拠点事業の充実を図ります。
- ・社会福祉協議会との連携を強化して、協働体制の充実を図ります。

4 重点事業

「基本目標ごとに住民・社会福祉協議会・町の
重点事業と目標値を設定します」

(1) 自助 みんなが いきいき ゆとりあるまちづくり

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
高齢者向け健康教室開催地区	17 地区 (16 地区 1,562 人)	20 地区 (18 地区 1,547 人)	23 地区 (18 地区)	26 地区	29 地区
ふれあい交流会 開催数	1 回 (1 回)	2 回 (1 回)	2 回 (1 回)	3 回	3 回

() は実績

(2) 互助 なかまと つくる 安心できるまちづくり

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
防災教室開催地区	1 地区	2 地区 (1 回)	3 地区 (1 回)	3 地区	3 地区
ボランティア保険 加入者数 (参考)	940 人 (832 人)	1,000 人 (763 人)	1,060 人	1,120 人	1,180 人
ボランティア行事保険 サロン傷害補償	(260 人) (475 人)	(1,077 人) (537 人)			
ふれあい・生き生き サロン登録箇所 数	(31 人)	(32 人)			
延べ人数	(5,962 人)	(6,133 人)			

() は実績

(平成 30 年度、令和元年度の防災教室は福祉ふれあいフェスティバル時に開催)

(3) 共助・公助

みまもり 支える 安全なまちづくり

項目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
地域子育て 支援拠点	計画 実績	3 力所 (4 力所)	3 力所 (4 力所)	4 力所 (4 力所)	4 力所	4 力所
法律相談	計画 実績	実施 (12 回 45 件)	継続実施 (12 回 30 件)	継続実施 (12 回)	継続実施	継続実施
心配ごと相談	計画 実績	実施 (12 回 6 件)	継続実施 (12 回 3 件)	継続実施 (12 回)	継続実施	継続実施
在宅福祉相談	計画 実績	実施 (64 件)	継続実施 (55 件)	継続実施	継続実施	継続実施
生活困窮者 自立支援事業	計画 実績	実施 (面談 78 件)	継続実施 (面談 36 件)	継続実施	継続実施	継続実施
総合的な 相談支援	計画 実績	検討 (検討)	検討 (なんでも相談)	実施 (なんでも相談)	継続実施	継続実施
成年後見事業	計画 実績	検討 (検討)	検討 (検討)	育成 (法人後見専門 員研修受講)	育成	実施

() は実績

第4章 成年後見制度利用促進計画

1 計画策定の主旨

「成年後見制度利用促進計画」（以下「計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。）第23条第1項の規定に基づき、国の基本計画を勘案して、市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものです。

みなかみ町において今後は、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用が高まっていくと考えられ、高齢者も障害のある人も住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう体系上の関連計画である、みなかみ町地域福祉計画と一体的に計画を策定するものです。

2 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や障害などにより判断能力の十分でない人に代わって、不動産や預貯金などの財産管理や介護サービス又は施設への入所などに関する契約を行う後見人などを選任する制度です。

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

また、法定後見制度は、後見、補佐、補助の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意をあたえたり、本人を保護・支援します。

任意後見制度は、本人が判断能力があるうちに、判断能力の低下に備え、あらかじめ自分の選んだ後見人に、自分の生活、財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公証人の作成する公正証書で結んでおき、将来に備える制度です。

3 計画の理念及び体系

みなかみ町においては、住民の誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるように、地域住民や行政、社会福祉協議会等が協力して地域全体を支えて行くことを目的として、地域福祉計画の基本理念に「誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち」を掲げています。

そして、高齢者や障害者等が、本人らしい生活を送るための制度として成年後見制度を利用できるよう権利擁護支援の地域ネットワーク及び中核機関を中心に、町民の権利や利益が守られるまちを目指し、利用者がメリットを実感できる制度・運用を図ります。

(1) 地域擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

成年後見制度を利用できるよう権利擁護支援の必要な人を発見し適切な支援につなげるため、保健、医療、福祉の連携に司法や地域の各種団体、事業所等を含めた地域ネットワーク連携の仕組みを構築します。

また、町の責任のもと中核機関を設置し、成年後見制度に関する相談窓口を設け、町民や福祉サービス事業者や地域活動を行う各種団体からの相談等の集約及び連携を図ります。併せて制度利用促進に関する広報も行います。

(2) 利用者がメリットを実感できる制度の運用

利用者本人の意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を行います。

また、本人の利益保護のために最も適切な後見人等を選任することができるようにするための方策や、市民後見人養成研修の実施及び市民後見人の活動支援の体制の整備を図ります。

※市民後見人・・・市町村等が実施する養成研修を受講する等して成年後見人等として必要な知識を得た一般

市民の中から家庭裁判所が成年後見人等として選任した人

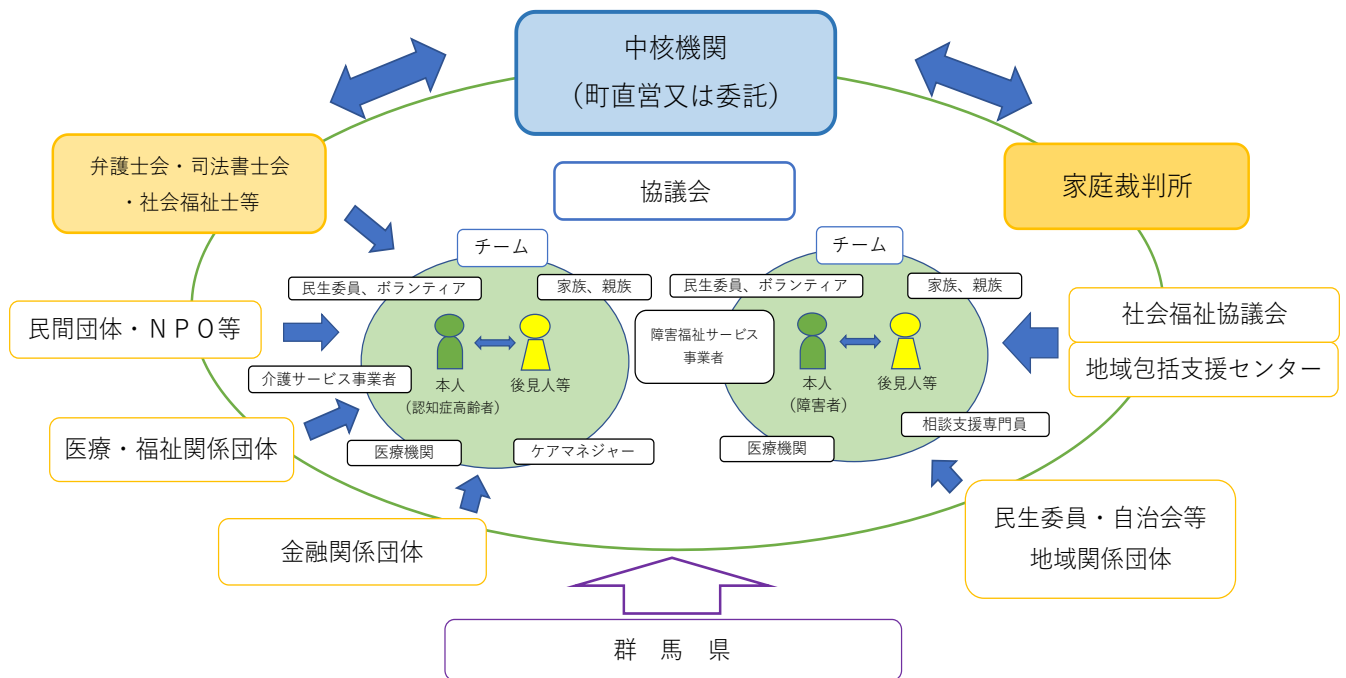
(3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

権利擁護支援の地域連携ネットワークにおけるチームでの対応等が成年後見制度における不正を防ぐことにもつながること踏まえ、地域連携ネットワークにおける支援を行う中で、不正の未然防止や早期発見へつなげます。

① 金融機関による本人名義の預貯金口座について、不正な引き出しを防止する仕組みの導入。

② 家庭裁判所と専門職団体等の連携。

地域連携ネットワーク及び中核機関のイメージ図



※中核機関・・・地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関であり、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担う

※協議会・・・法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム・・・本人に身近な親族、福祉・医療・地域等と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握

資 料 編

1 策定経過

年 月 日	内 容 等
令和元年 8 月 2 日	第 1 回みなかみ町地域福祉・地域福祉活動計画策定委員会
	・委嘱状の交付 ・正副委員長の選出 ・地域福祉・活動計画（見直し）の策定について ・今後のスケジュールについて
令和元年 11 月 6 日	第 2 回みなかみ町地域福祉・地域福祉活動計画策定委員会
	・地域福祉・活動計画の見直し（素案）について ・地域福祉懇談会の開催について
令和元年 11 月 22 日	地域福祉懇談会 みなかみ町水上公民館
	・地域の課題、日常生活上の課題 ・課題解決に向けて自分たちにできること他
令和元年 11 月 25 日	地域福祉懇談会 みなかみ町保健福祉センター
	・地域の課題、日常生活上の課題 ・課題解決に向けて自分たちにできること他
令和元年 11 月 27 日	地域福祉懇談会 みなかみ町福祉センター のぞみ館
	・地域の課題、日常生活上の課題 ・課題解決に向けて自分たちにできること他
令和 2 年 1 月 22 日	第 3 回みなかみ町地域福祉・地域福祉活動計画策定委員会
	・地域福祉・活動計画の見直し（素案）について
令和 2 年 2 月	意見募集（パブリックコメント）実施
令和 2 年 3 月 11 日	第 4 回みなかみ町地域福祉・地域福祉活動計画策定委員会
	・地域福祉・活動計画の見直し（案）について

2-1 みなかみ町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定に基づきみなかみ町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するに当たり、みなかみ町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は町民福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

2-2 みなかみ町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会は（以下「社協」という。）は社会福祉法第109条の規定に基づき、みなかみ町地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するにあたり、みなかみ町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 活動計画は、みなかみ町が社会福祉法第107条の規定するみなかみ町地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）と共同して作成する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 活動計画の策定に関すること。
- (2) その他活動計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから社協会長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) その他社協会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、活動計画の策定が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉計画策定委員会の事務局である町民福祉課に置き、業務は 町と社協が協議して処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

3 みなかみ町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿

NO.	団体名	氏 名	
1	消防委員会委員長	尾 崎 敬	
2	区長会長	木 村 雅 博	
3	民生委員・児童委員協議会長	雲 越 利 雄	委員長
4	サロン運営委員会会長	佐 藤 誠	
5	教育委員会職務代理者	鈴 木 長 善	
6	身体障害者福祉協会会長	関 口 功	
7	月夜野ボランティア連絡協議会会長	高 橋 啓 文	副委員長
8	婦人会会長	中 村 み ゆ き	
9	老人クラブ連合会会長	永 井 完 児	
10	手をつなぐ親の会会長	原 澤 誠	
11	厚生常任委員会委員長	山 田 庄 一	
12	子ども子育て会議会長	渡 部 か つ 江	
群馬県社会福祉協議会		松 村 喜 義	アドバイザー
群馬県社会福祉協議会		山 田 真 喜 子	アドバイザー

敬称略 名簿順は五十音順

みなかみ町地域福祉計画・みなかみ町地域福祉活動計画

(みなかみ町成年後見制度利用促進計画)

見直し版

令和 2 年 3 月発行

発行者 みなかみ町 町民福祉課

〒379-1393 利根郡みなかみ町後閑 318 番地

TEL : 0278-25-5011

URL : <http://www.town.minakami.gunma.jp>

社会福祉法人 みなかみ町社会福祉協議会

〒379-1313 利根郡みなかみ町月夜野 118 番地

TEL : 0278-62-0081

URL : <http://minakamishakyo.jp>